

Q001

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約成立・申込・通信契約 | 難易度：基礎
募集型企画旅行契約の通常の申込みとして、正しいものはどれか。

ア：所定事項を記入した申込書を、旅行業者が別に定める金額の申込金とともに提出する。
イ：旅行名を口頭で伝えるだけで必ず申込みが完了する。
ウ：申込時に旅行代金全額を必ず支払う。
エ：旅行者自身が契約書面を作成して提出する。

答え・解説

正答：ア

ア：標準旅行業約款「募集型 第5条第1項」では、所定事項を記入した申込書を、旅行業者が別に定める金額の申込金とともに提出する。。
イ：この肢は「旅行名を口頭で伝えるだけで必ず申込みが完了する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第5条第1項」の正しい取扱いは「所定事項を記入した申込書を、旅行業者が別に定める金額の申込金とともに提出する。」であり一致しない。
ウ：この肢は「申込時に旅行代金全額を必ず支払う。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第5条第1項」の正しい取扱いは「所定事項を記入した申込書を、旅行業者が別に定める金額の申込金とともに提出する。」であり一致しない。
エ：この肢は「旅行者自身が契約書面を作成して提出する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第5条第1項」の正しい取扱いは「所定事項を記入した申込書を、旅行業者が別に定める金額の申込金とともに提出する。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第5条第1項」では、所定事項を記入した申込書を、旅行業者が別に定める金額の申込金とともに提出する。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q002

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約成立・申込・通信契約 | 難易度：基礎
募集型企画旅行の通信契約を申し込む際、旅行者が旅行業者へ通知する事項として正しいものはどれか。

ア：勤務先の資本金と売上高。
イ：旅行先で購入予定の土産品一覧。
ウ：申し込む旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項。
エ：同行しない家族全員の職業と年収。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「勤務先の資本金と売上高。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第5条第2項」の正しい取扱いは「申し込む旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項。」であり一致しない。
イ：この肢は「旅行先で購入予定の土産品一覧。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第5条第2項」の正しい取扱いは「申し込む旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項。」であり一致しない。
ウ：標準旅行業約款「募集型 第5条第2項」では、申し込む旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項。。
エ：この肢は「同行しない家族全員の職業と年収。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第5条第2項」の正しい取扱いは「申し込む旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第5条第2項」では、申し込む旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q003

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約成立・申込・通信契約 | 難易度：基礎
募集型企画旅行契約の申込金の取扱いとして正しいものはどれか。

- ア：旅行者への寄付金として扱われる。
- イ：旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱われる。
- ウ：旅行開始後に必ず全額返還される。
- エ：取消料には一切充当できない。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「旅行者への寄付金として扱われる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第5条第3項」の正しい取扱いは「旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱われる。」であり一致しない。

イ：標準旅行業約款「募集型 第5条第3項」では、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱われる。。

ウ：この肢は「旅行開始後に必ず全額返還される。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第5条第3項」の正しい取扱いは「旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱われる。」であり一致しない。

エ：この肢は「取消料には一切充当できない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第5条第3項」の正しい取扱いは「旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱われる。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第5条第3項」では、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱われる。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q004

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約成立・申込・通信契約 | 難易度：標準
旅行への参加に際して特別な配慮を必要とする旅行者の対応として、約款上正しいものはどれか。

- ア：旅行開始後まで申し出てはならない。
- イ：旅行者は無制限にすべての要望へ応じる義務を負う。
- ウ：特別な配慮の申出自体が禁止されている。
- エ：契約の申込時に申し出、旅行者は可能な範囲内でこれに応じる。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「旅行開始後まで申し出てはならない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第5条第4項」の正しい取扱いは「契約の申込時に申し出、旅行者は可能な範囲内でこれに応じる。」であり一致しない。

イ：この肢は「旅行者は無制限にすべての要望へ応じる義務を負う。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第5条第4項」の正しい取扱いは「契約の申込時に申し出、旅行者は可能な範囲内でこれに応じる。」であり一致しない。

ウ：この肢は「特別な配慮の申出自体が禁止されている。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第5条第4項」の正しい取扱いは「契約の申込時に申し出、旅行者は可能な範囲内でこれに応じる。」であり一致しない。

エ：標準旅行業約款「募集型 第5条第4項」では、契約の申込時に申し出、旅行者は可能な範囲内でこれに応じる。。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第5条第4項」では、契約の申込時に申し出、旅行者は可能な範囲内でこれに応じる。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q005

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約成立・申込・通信契約 | 難易度：基礎
旅行者の申出に基づき旅行業者が特別な措置を講じた場合、その費用の負担として正しいものはどれか。
ア：旅行業者が必ず全額負担する。
イ：原則として、その旅行者が負担する。
ウ：他の参加者全員が均等に負担する。
エ：国が自動的に全額補助する。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「旅行業者が必ず全額負担する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第5条第5項」の正しい取扱いは「原則として、その旅行者が負担する。」であり一致しない。
イ：標準旅行業約款「募集型 第5条第5項」では、原則として、その旅行者が負担する。。
ウ：この肢は「他の参加者全員が均等に負担する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第5条第5項」の正しい取扱いは「原則として、その旅行者が負担する。」であり一致しない。
エ：この肢は「国が自動的に全額補助する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第5条第5項」の正しい取扱いは「原則として、その旅行者が負担する。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第5条第5項」では、原則として、その旅行者が負担する。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q006

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約成立・申込・通信契約 | 難易度：標準
旅行業者が電話で募集型企画旅行の予約を受け付け、予約承諾を通知した直後の状態として正しいものはどれか。
ア：予約の時点では、まだ募集型企画旅行契約は成立していない。
イ：予約承諾通知だけで通常契約が必ず成立する。
ウ：予約受付時点で旅行代金全額の支払義務が必ず発生する。
エ：電話による予約は約款上認められていない。

答え・解説

正答：ア

ア：標準旅行業約款「募集型 第6条第1項」では、予約の時点では、まだ募集型企画旅行契約は成立していない。。
イ：この肢は「予約承諾通知だけで通常契約が必ず成立する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第6条第1項」の正しい取扱いは「予約の時点では、まだ募集型企画旅行契約は成立していない。」であり一致しない。
ウ：この肢は「予約受付時点で旅行代金全額の支払義務が必ず発生する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第6条第1項」の正しい取扱いは「予約の時点では、まだ募集型企画旅行契約は成立していない。」であり一致しない。
エ：この肢は「電話による予約は約款上認められていない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第6条第1項」の正しい取扱いは「予約の時点では、まだ募集型企画旅行契約は成立していない。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第6条第1項」では、予約の時点では、まだ募集型企画旅行契約は成立していない。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q007

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約成立・申込・通信契約 | 難易度：基礎
電話予約の承諾通知を受けた旅行者が通常契約を成立させるため、原則として行うべきことはどれか。
ア：旅行終了後に申込書を提出する。
イ：何もせず待てば予約だけで必ず契約が成立する。
ウ：旅行者が確定書面を作成する。
エ：旅行業者が定める期間内に申込書と申込金を提出する。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「旅行終了後に申込書を提出する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第6条第1項」の正しい取扱いは「旅行業者が定める期間内に申込書と申込金を提出する。」であり一致しない。
イ：この肢は「何もせず待てば予約だけで必ず契約が成立する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第6条第1項」の正しい取扱いは「旅行業者が定める期間内に申込書と申込金を提出する。」であり一致しない。
ウ：この肢は「旅行者が確定書面を作成する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第6条第1項」の正しい取扱いは「旅行業者が定める期間内に申込書と申込金を提出する。」であり一致しない。
エ：標準旅行業約款「募集型 第6条第1項」では、旅行業者が定める期間内に申込書と申込金を提出する。
。総合解説：標準旅行業約款「募集型 第6条第1項」では、旅行業者が定める期間内に申込書と申込金を提出する。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q008

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約成立・申込・通信契約 | 難易度：応用
複数の旅行者の予約を順番に受け付け、その後それぞれ所定の申込手続が行われた。契約締結の順位は原則として何によるか。
ア：申込金の額が多い順による。
イ：旅行者の年齢が高い順による。
ウ：予約の受付順位による。
エ：申込書を旅行業者が開封した時刻の順に必ずよる。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「申込金の額が多い順による。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第6条第2項」の正しい取扱いは「予約の受付順位による。」であり一致しない。
イ：この肢は「旅行者の年齢が高い順による。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第6条第2項」の正しい取扱いは「予約の受付順位による。」であり一致しない。
ウ：標準旅行業約款「募集型 第6条第2項」では、予約の受付順位による。。
エ：この肢は「申込書を旅行業者が開封した時刻の順に必ずよる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第6条第2項」の正しい取扱いは「予約の受付順位による。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第6条第2項」では、予約の受付順位による。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q009

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約成立・申込・通信契約 | 難易度：標準

予約承諾後、旅行者が旅行者の定めた期間内に申込金を提出せず、通信契約に必要な会員番号等の通知もしなかった。この場合の取扱いはいずれか。

ア：その予約がなかったものとして取り扱われる。

イ：自動的に契約成立として扱われる。

ウ：旅行代金全額の支払義務だけが残る。

エ：予約は無期限に維持される。

答え・解説

正答：ア

ア：標準旅行業約款「募集型 第6条第3項」では、その予約がなかったものとして取り扱われる。。

イ：この肢は「自動的に契約成立として扱われる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第6条第3項」の正しい取扱いは「その予約がなかったものとして取り扱われる。」であり一致しない。

ウ：この肢は「旅行代金全額の支払義務だけが残る。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第6条第3項」の正しい取扱いは「その予約がなかったものとして取り扱われる。」であり一致しない。

エ：この肢は「予約は無期限に維持される。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第6条第3項」の正しい取扱いは「その予約がなかったものとして取り扱われる。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第6条第3項」では、その予約がなかったものとして取り扱われる。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q010

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約成立・申込・通信契約 | 難易度：基礎

通常の募集型企画旅行契約が成立する時期として正しいものはどれか。

ア：旅行者がパンフレットを読んだ時。

イ：旅行者が旅行先を決めた時。

ウ：旅行業者が契約締結を承諾し、申込金を受理した時。

エ：旅行終了後に精算が終わった時。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「旅行者がパンフレットを読んだ時。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第8条第1項」の正しい取扱いは「旅行業者が契約締結を承諾し、申込金を受理した時。」であり一致しない。

イ：この肢は「旅行者が旅行先を決めた時。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第8条第1項」の正しい取扱いは「旅行業者が契約締結を承諾し、申込金を受理した時。」であり一致しない。

ウ：標準旅行業約款「募集型 第8条第1項」では、旅行業者が契約締結を承諾し、申込金を受理した時。。

エ：この肢は「旅行終了後に精算が終わった時。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第8条第1項」の正しい取扱いは「旅行業者が契約締結を承諾し、申込金を受理した時。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第8条第1項」では、旅行業者が契約締結を承諾し、申込金を受理した時。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q011

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約成立・申込・通信契約 | 難易度：標準
カード会員との募集型企画旅行の通信契約について、承諾通知と契約成立の関係として正しいものはどれか。
ア：旅行者がウェブサイトを開いた時。
イ：旅行者が契約締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時。
ウ：カード会社が翌月の利用明細を発行した時。
エ：旅行開始日の前日になった時。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「旅行者がウェブサイトを開いた時。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第8条第2項」の正しい取扱いは「旅行者が契約締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時。」であり一致しない。
イ：標準旅行業約款「募集型 第8条第2項」では、旅行者が契約締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時。。
ウ：この肢は「カード会社が翌月の利用明細を発行した時。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第8条第2項」の正しい取扱い「旅行者が契約締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時。」であり一致しない。
エ：この肢は「旅行開始日の前日になった時。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第8条第2項」の正しい取扱いは「旅行者が契約締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第8条第2項」では、旅行者が契約締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q012

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約成立・申込・通信契約 | 難易度：基礎
通常の募集型企画旅行契約における旅行代金の支払時期として正しいものはどれか。
ア：必ず旅行終了日の翌日に支払う。
イ：必ず旅行開始後に現地で支払う。
ウ：契約書面には支払期日を記載できない。
エ：旅行開始日までの、契約書面に記載された期日までに支払う。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「必ず旅行終了日の翌日に支払う。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第12条第1項」の正しい取扱いは「旅行開始日までの、契約書面に記載された期日までに支払う。」であり一致しない。
イ：この肢は「必ず旅行開始後に現地で支払う。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第12条第1項」の正しい取扱いは「旅行開始日までの、契約書面に記載された期日までに支払う。」であり一致しない。
ウ：この肢は「契約書面には支払期日を記載できない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第12条第1項」の正しい取扱いは「旅行開始日までの、契約書面に記載された期日までに支払う。」であり一致しない。
エ：標準旅行業約款「募集型 第12条第1項」では、旅行開始日までの、契約書面に記載された期日までに支払う。。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第12条第1項」では、旅行開始日までの、契約書面に記載された期日までに支払う。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q013

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約書面・確定書面 | 難易度：基礎
募集型企画旅行契約の契約書面は、原則としていつ交付されるか。

- ア：旅行終了後에만交付される。
- イ：契約成立後、速やかに交付される。
- ウ：旅行開始から30日後に交付される。
- エ：裁判上の請求があった場合だけ交付される。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「旅行終了後에만交付される。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第9条第1項」の正しい取扱いは「契約成立後、速やかに交付される。」であり一致しない。
イ：標準旅行業約款「募集型 第9条第1項」では、契約成立後、速やかに交付される。
ウ：この肢は「旅行開始から30日後に交付される。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第9条第1項」の正しい取扱いは「契約成立後、速やかに交付される。」であり一致しない。
エ：この肢は「裁判上の請求があった場合だけ交付される。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第9条第1項」の正しい取扱いは「契約成立後、速やかに交付される。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第9条第1項」では、契約成立後、速やかに交付される。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q014

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約書面・確定書面 | 難易度：標準
募集型企画旅行契約の契約書面に記載される事項として最も適切なものはどれか。
ア：旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び旅行者の責任に関する事項。
イ：旅行者の全従業員の給与明細。
ウ：参加者の家族全員の資産状況。
エ：旅行先自治体の全条例の全文。

答え・解説

正答：ア

ア：標準旅行業約款「募集型 第9条第1項」では、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び旅行者の責任に関する事項。。
イ：この肢は「旅行者の全従業員の給与明細。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第9条第1項」の正しい取扱いは「旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び旅行者の責任に関する事項。」であり一致しない。
ウ：この肢は「参加者の家族全員の資産状況。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第9条第1項」の正しい取扱いは「旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び旅行者の責任に関する事項。」であり一致しない。
エ：この肢は「旅行先自治体の全条例の全文。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第9条第1項」の正しい取扱いは「旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び旅行者の責任に関する事項。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第9条第1項」では、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び旅行者の責任に関する事項。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q015

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約書面・確定書面 | 難易度：標準

募集型企画旅行契約で、旅行業者が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、何によって定まるか。

ア：旅行後に旅行者が希望した内容だけで決まる。

イ：旅行業者の社内メモだけで決まる。

ウ：旅行者の口頭希望がすべて無条件で契約内容になる。

エ：契約書面に記載されたところによる。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「旅行後に旅行者が希望した内容だけで決まる。」としているが、標準旅行業約款「募集型第9条第2項」の正しい取扱いは「契約書面に記載されたところによる。」であり一致しない。

イ：この肢は「旅行業者の社内メモだけで決まる。」としているが、標準旅行業約款「募集型第9条第2項」の正しい取扱いは「契約書面に記載されたところによる。」であり一致しない。

ウ：この肢は「旅行者の口頭希望がすべて無条件で契約内容になる。」としているが、標準旅行業約款「募集型第9条第2項」の正しい取扱いは「契約書面に記載されたところによる。」であり一致しない。

エ：標準旅行業約款「募集型第9条第2項」では、契約書面に記載されたところによる。。

総合解説：標準旅行業約款「募集型第9条第2項」では、契約書面に記載されたところによる。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q016

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約書面・確定書面 | 難易度：標準

契約書面の交付時点で、確定した旅行日程や利用する宿泊機関の名称などを記載できない場合の取扱いとして正しいものはどれか。

ア：未確定事項は旅行開始後まで何も示さなくてよい。

イ：旅行者が自分で宿泊機関を選べば旅行者への連絡は不要である。

ウ：利用予定の宿泊機関等を限定して列挙し、後に確定状況を記載した確定書面を交付する。

エ：契約書面自体を交付しなくてよい。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「未確定事項は旅行開始後まで何も示さなくてよい。」としているが、標準旅行業約款「募集型第10条第1項」の正しい取扱いは「利用予定の宿泊機関等を限定して列挙し、後に確定状況を記載した確定書面を交付する。」であり一致しない。

イ：この肢は「旅行者が自分で宿泊機関を選べば旅行者への連絡は不要である。」としているが、標準旅行業約款「募集型第10条第1項」の正しい取扱いは「利用予定の宿泊機関等を限定して列挙し、後に確定状況を記載した確定書面を交付する。」であり一致しない。

ウ：標準旅行業約款「募集型第10条第1項」では、利用予定の宿泊機関等を限定して列挙し、後に確定状況を記載した確定書面を交付する。。

エ：この肢は「契約書面自体を交付しなくてよい。」としているが、標準旅行業約款「募集型第10条第1項」の正しい取扱いは「利用予定の宿泊機関等を限定して列挙し、後に確定状況を記載した確定書面を交付する。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「募集型第10条第1項」では、利用予定の宿泊機関等を限定して列挙し、後に確定状況を記載した確定書面を交付する。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q017

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約書面・確定書面 | 難易度：基礎

募集型企画旅行で確定書面を交付する必要がある場合、通常、その交付日はどの範囲で契約書面に定めるか。

ア：旅行開始日の前日までの範囲で定める。
イ：旅行終了日の翌日までの範囲で定める。
ウ：旅行開始後30日以内であればよい。
エ：期限を定める必要はない。

答え・解説

正答：ア

ア：標準旅行業約款「募集型 第10条第1項」では、旅行開始日の前日までの範囲で定める。。
イ：この肢は「旅行終了日の翌日までの範囲で定める。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第10条第1項」の正しい取扱いは「旅行開始日の前日までの範囲で定める。」であり一致しない。
ウ：この肢は「旅行開始後30日以内であればよい。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第10条第1項」の正しい取扱いは「旅行開始日の前日までの範囲で定める。」であり一致しない。
エ：この肢は「期限を定める必要はない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第10条第1項」の正しい取扱いは「旅行開始日の前日までの範囲で定める。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第10条第1項」では、旅行開始日の前日までの範囲で定める。。 試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q018

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約書面・確定書面 | 難易度：応用

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた。確定書面の交付期限として認められる最も遅い日はどれか。

ア：旅行終了日。
イ：旅行開始日の7日後。
ウ：旅行開始日。
エ：申込日の30日後。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「旅行終了日。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第10条第1項」の正しい取扱いは「旅行開始日。」であり一致しない。
イ：この肢は「旅行開始日の7日後。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第10条第1項」の正しい取扱いは「旅行開始日。」であり一致しない。
ウ：標準旅行業約款「募集型 第10条第1項」では、旅行開始日。。
エ：この肢は「申込日の30日後。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第10条第1項」の正しい取扱いは「旅行開始日。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第10条第1項」では、旅行開始日。。 試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q019

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約書面・確定書面 | 難易度：標準

確定書面交付前に旅行者から手配状況を確認したいとの問い合わせがあった場合、旅行業者の対応として正しいものはどれか。

ア：確定書面交付前は一切回答してはならない。
イ：確定書面交付前であっても、迅速かつ適切に回答する。
ウ：旅行終了後まで回答を保留しなければならない。
エ：旅行者からの問い合わせを受けること自体が約款違反になる。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「確定書面交付前は一切回答してはならない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第10条第2項」の正しい取扱いは「確定書面交付前であっても、迅速かつ適切に回答する。」であり一致しない。

イ：標準旅行業約款「募集型 第10条第2項」では、確定書面交付前であっても、迅速かつ適切に回答する。

ウ：この肢は「旅行終了後まで回答を保留しなければならない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第10条第2項」の正しい取扱いは「確定書面交付前であっても、迅速かつ適切に回答する。」であり一致しない。

エ：この肢は「旅行者からの問い合わせを受けること自体が約款違反になる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第10条第2項」の正しい取扱いは「確定書面交付前であっても、迅速かつ適切に回答する。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第10条第2項」では、確定書面交付前であっても、迅速かつ適切に回答する。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q020

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約書面・確定書面 | 難易度：応用

募集型企画旅行で確定書面が交付された場合、旅行業者が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲はどうか。

ア：契約書面の記載にかかわらず無制限に拡大する。
イ：旅行者の旅行中の希望だけで自動的に拡大する。
ウ：確定書面の交付により旅行業者の義務はすべて消滅する。
エ：確定書面に記載されたところに特定される。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「契約書面の記載にかかわらず無制限に拡大する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第10条第3項」の正しい取扱いは「確定書面に記載されたところに特定される。」であり一致しない。

イ：この肢は「旅行者の旅行中の希望だけで自動的に拡大する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第10条第3項」の正しい取扱いは「確定書面に記載されたところに特定される。」であり一致しない。

ウ：この肢は「確定書面の交付により旅行業者の義務はすべて消滅する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第10条第3項」の正しい取扱い「確定書面に記載されたところに特定される。」であり一致しない。

エ：標準旅行業約款「募集型 第10条第3項」では、確定書面に記載されたところに特定される。。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第10条第3項」では、確定書面に記載されたところに特定される。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q021

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約書面・確定書面 | 難易度：基礎

契約書面等の交付に代えて情報通信技術を利用する方法で記載事項を提供するための前提として正しいものはどれか。

- ア：旅行者の承諾は一切不要である。
- イ：あらかじめ旅行者の承諾を得る。
- ウ：旅行開始後に一方的に通知すれば足りる。
- エ：カード会員でなければ電子的方法を一切利用できない。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「旅行者の承諾は一切不要である。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第11条第1項」の正しい取扱いとは「あらかじめ旅行者の承諾を得る。」であり一致しない。

イ：標準旅行業約款「募集型 第11条第1項」では、あらかじめ旅行者の承諾を得る。。

ウ：この肢は「旅行開始後に一方的に通知すれば足りる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第11条第1項」の正しい取扱いとは「あらかじめ旅行者の承諾を得る。」であり一致しない。

エ：この肢は「カード会員でなければ電子的方法を一切利用できない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第11条第1項」の正しい取扱いとは「あらかじめ旅行者の承諾を得る。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第11条第1項」では、あらかじめ旅行者の承諾を得る。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q022

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約書面・確定書面 | 難易度：標準

旅行者の通信機器に契約書面等の記載事項を電子的に提供した場合、旅行業者が確認すべきことはどれか。

- ア：旅行者の通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたこと。
- イ：旅行者が内容をすべて暗記したこと。
- ウ：旅行者が同じ書面を紙に印刷したこと。
- エ：旅行者が第三者へ転送したこと。

答え・解説

正答：ア

ア：標準旅行業約款「募集型 第11条第1項」では、旅行者の通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたこと。。

イ：この肢は「旅行者が内容をすべて暗記したこと。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第11条第1項」の正しい取扱いとは「旅行者の通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたこと。」であり一致しない。

ウ：この肢は「旅行者が同じ書面を紙に印刷したこと。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第11条第1項」の正しい取扱いとは「旅行者の通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたこと。」であり一致しない。

エ：この肢は「旅行者が第三者へ転送したこと。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第11条第1項」の正しい取扱いとは「旅行者の通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたこと。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第11条第1項」では、旅行者の通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたこと。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q023

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約書面・確定書面 | 難易度：応用

旅行者の通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていない場合、電子的方法による提供を行う旅行業者の対応として正しいものはどれか。

ア：どこにも記録を残さず電子提供したことにする。

イ：旅行者以外も自由に閲覧できる共用ファイルに保存すれば足りる。

ウ：旅行者が閲覧できなくても旅行業者内部で保存すれば足りる。

エ：旅行業者側の当該旅行者専用ファイルに記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認する。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「どこにも記録を残さず電子提供したことにする。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第11条第2項」の正しい取扱いは「旅行業者側の当該旅行者専用ファイルに記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認する。」であり一致しない。

イ：この肢は「旅行者以外も自由に閲覧できる共用ファイルに保存すれば足りる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第11条第2項」の正しい取扱いとは「旅行業者側の当該旅行者専用ファイルに記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認する。」であり一致しない。

ウ：この肢は「旅行者が閲覧できなくても旅行業者内部で保存すれば足りる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第11条第2項」の正しい取扱いとは「旅行業者側の当該旅行者専用ファイルに記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認する。」であり一致しない。

エ：標準旅行業約款「募集型 第11条第2項」では、旅行業者側の当該旅行者専用ファイルに記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認する。。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第11条第2項」では、旅行業者側の当該旅行者専用ファイルに記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認する。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q024

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 契約書面・確定書面 | 難易度：応用

募集型企画旅行の契約書面と確定書面の関係として最も適切なものはどれか。

ア：契約書面と確定書面は常に同時に交付しなければならない。

イ：確定書面は旅行終了後の精算専用書面である。

ウ：契約書面交付時に日程や利用機関が確定できない場合、予定機関等を限定して示し、後の確定書面で確定状況を示す。

エ：確定書面を交付すれば契約書面を交付しなくてよい。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「契約書面と確定書面は常に同時に交付しなければならない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第9条・第10条」の正しい取扱いとは「契約書面交付時に日程や利用機関が確定できない場合、予定機関等を限定して示し、後の確定書面で確定状況を示す。」であり一致しない。

イ：この肢は「確定書面は旅行終了後の精算専用書面である。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第9条・第10条」の正しい取扱いとは「契約書面交付時に日程や利用機関が確定できない場合、予定機関等を限定して示し、後の確定書面で確定状況を示す。」であり一致しない。

ウ：標準旅行業約款「募集型 第9条・第10条」では、契約書面交付時に日程や利用機関が確定できない場合、予定機関等を限定して示し、後の確定書面で確定状況を示す。。

エ：この肢は「確定書面を交付すれば契約書面を交付しなくてよい。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第9条・第10条」の正しい取扱いとは「契約書面交付時に日程や利用機関が確定できない場合、予定機関等を限定して示し、後の確定書面で確定状況を示す。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第9条・第10条」では、契約書面交付時に日程や利用機関が確定できない場合、予定機関等を限定して示し、後の確定書面で確定状況を示す。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q025

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 団体・グループ・契約締結拒否 | 難易度：基礎
旅行業者が募集型企画旅行契約の締結に応じないことがある場合として正しいものはどれか。

- ア：旅行者が、あらかじめ明示された性別・年齢・資格・技能その他の参加条件を満たしていない場合。
- イ：旅行者が旅行条件について質問した場合。
- ウ：旅行者が領収書を希望した場合。
- エ：旅行者がパンフレットを持参した場合。

答え・解説

正答：ア

- ア：標準旅行業約款「募集型 第7条第1号」では、旅行者が、あらかじめ明示された性別・年齢・資格・技能その他の参加条件を満たしていない場合。。
- イ：この肢は「旅行者が旅行条件について質問した場合。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第1号」の正しい取扱いは「旅行者が、あらかじめ明示された性別・年齢・資格・技能その他の参加条件を満たしていない場合。」であり一致しない。
- ウ：この肢は「旅行者が領収書を希望した場合。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第1号」の正しい取扱い「旅行者が、あらかじめ明示された性別・年齢・資格・技能その他の参加条件を満たしていない場合。」であり一致しない。
- エ：この肢は「旅行者がパンフレットを持参した場合。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第1号」の正しい取扱い「旅行者が、あらかじめ明示された性別・年齢・資格・技能その他の参加条件を満たしていない場合。」であり一致しない。
- 総合解説：標準旅行業約款「募集型 第7条第1号」では、旅行者が、あらかじめ明示された性別・年齢・資格・技能その他の参加条件を満たしていない場合。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q026

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 団体・グループ・契約締結拒否 | 難易度：基礎
応募者数が予定していた募集人数の上限に達した。標準旅行業約款上、この事情について旅行業者はどのように扱うことができるか。

- ア：応募旅行者数が募集予定数に達していない場合。
- イ：旅行者が旅行保険について質問した場合。
- ウ：応募旅行者数が募集予定数に達した場合。
- エ：旅行者が現金払いを希望した場合。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この肢は「応募旅行者数が募集予定数に達していない場合。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第2号」の正しい取扱いは「応募旅行者数が募集予定数に達した場合。」であり一致しない。
- イ：この肢は「旅行者が旅行保険について質問した場合。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第2号」の正しい取扱いは「応募旅行者数が募集予定数に達した場合。」であり一致しない。
- ウ：標準旅行業約款「募集型 第7条第2号」では、応募旅行者数が募集予定数に達した場合。。
- エ：この肢は「旅行者が現金払いを希望した場合。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第2号」の正しい取扱いは「応募旅行者数が募集予定数に達した場合。」であり一致しない。
- 総合解説：標準旅行業約款「募集型 第7条第2号」では、応募旅行者数が募集予定数に達した場合。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q027

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 団体・グループ・契約締結拒否 | 難易度：標準
ある申込者が他の参加者に迷惑を及ぼし、団体行動の円滑な実施を妨げるおそれが高い。この場合の旅行業者の対応として正しいものはどれか。
ア：必ず契約を締結しなければならない。
イ：契約の締結に応じないことがある。
ウ：旅行終了後にだけ契約を拒否できる。
エ：旅行業者はこの事情を考慮してはならない。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「必ず契約を締結しなければならない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第3号」の正しい取扱いは「契約の締結に応じないことがある。」であり一致しない。
イ：標準旅行業約款「募集型 第7条第3号」では、契約の締結に応じないことがある。。
ウ：この肢は「旅行終了後にだけ契約を拒否できる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第3号」の正しい取扱い「契約の締結に応じないことがある。」であり一致しない。
エ：この肢は「旅行業者はこの事情を考慮してはならない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第3号」の正しい取扱い「契約の締結に応じないことがある。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第7条第3号」では、契約の締結に応じないことがある。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q028

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 団体・グループ・契約締結拒否 | 難易度：標準
通信契約を申し込んだ旅行者のクレジットカードが無効で、旅行代金等をカード会員規約に従って決済できない。この場合の取扱いとして正しいものはどれか。
ア：カードが無効でも必ず通信契約を締結しなければならない。
イ：旅行者の決済可否は通信契約と無関係である。
ウ：旅行業者はカード会社に代わってカードを有効化しなければならない。
エ：旅行業者は契約の締結に応じないことがある。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「カードが無効でも必ず通信契約を締結しなければならない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第4号」の正しい取扱い「旅行業者は契約の締結に応じないことがある。」であり一致しない。
イ：この肢は「旅行者の決済可否は通信契約と無関係である。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第4号」の正しい取扱い「旅行業者は契約の締結に応じないことがある。」であり一致しない。
ウ：この肢は「旅行業者はカード会社に代わってカードを有効化しなければならない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第4号」の正しい取扱い「旅行業者は契約の締結に応じないことがある。」であり一致しない。
エ：標準旅行業約款「募集型 第7条第4号」では、旅行業者は契約の締結に応じないことがある。。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第7条第4号」では、旅行業者は契約の締結に応じないことがある。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q029

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 団体・グループ・契約締結拒否 | 難易度：標準

申込者が暴力団員等の反社会的勢力に該当すると認められる場合、募集型企画旅行契約の締結について正しいものはどれか。

ア：旅行者が未成年の子を同行させる場合は常に拒否できる。

イ：旅行者が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者等の反社会的勢力であると認められる場合。

ウ：旅行者が国内旅行を希望する場合は拒否できる。

エ：旅行者が旅行代金の内訳を質問した場合は拒否できる。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「旅行者が未成年の子を同行させる場合は常に拒否できる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第5号」の正しい取扱いは「旅行者が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者等の反社会的勢力であると認められる場合。」であり一致しない。

イ：標準旅行業約款「募集型 第7条第5号」では、旅行者が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者等の反社会的勢力であると認められる場合。。

ウ：この肢は「旅行者が国内旅行を希望する場合は拒否できる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第5号」の正しい取扱い「旅行者が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者等の反社会的勢力であると認められる場合。」であり一致しない。

エ：この肢は「旅行者が旅行代金の内訳を質問した場合は拒否できる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第5号」の正しい取扱いは「旅行者が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者等の反社会的勢力であると認められる場合。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第7条第5号」では、旅行者が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者等の反社会的勢力であると認められる場合。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q030

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 団体・グループ・契約締結拒否 | 難易度：標準

申込者が旅行者に対して暴力的な要求や脅迫的な言動を行った。この場合の約款上の取扱いとして正しいものはどれか。

ア：旅行者は契約の締結に応じないことがある。

イ：旅行者は事情を問わず契約しなければならない。

ウ：暴力的要求は契約締結拒否事由にはならない。

エ：旅行者は旅行終了後まで何も対応できない。

答え・解説

正答：ア

ア：標準旅行業約款「募集型 第7条第6号」では、旅行者は契約の締結に応じないことがある。。

イ：この肢は「旅行者は事情を問わず契約しなければならない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第6号」の正しい取扱い「旅行者は契約の締結に応じないことがある。」であり一致しない。

ウ：この肢は「暴力的要求は契約締結拒否事由にはならない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第6号」の正しい取扱いは「旅行者は契約の締結に応じないことがある。」であり一致しない。

エ：この肢は「旅行者は旅行終了後まで何も対応できない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第6号」の正しい取扱いは「旅行者は契約の締結に応じないことがある。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第7条第6号」では、旅行者は契約の締結に応じないことがある。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q031

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 団体・グループ・契約締結拒否 | 難易度：標準
申込者が風説を流布し、偽計や威力を用いて旅行業者の信用を毀損し又は業務を妨害した。この場合の取扱いとして正しいものはどれか。

ア：旅行業者は必ず契約しなければならない。
イ：信用毀損は約款上考慮できない。
ウ：旅行業者は旅行代金を半額にして契約しなければならない。
エ：旅行業者は契約の締結に応じないことがある。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「旅行業者は必ず契約しなければならない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第7号」の正しい取扱いは「旅行業者は契約の締結に応じないことがある。」であり一致しない。
イ：この肢は「信用毀損は約款上考慮できない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第7号」の正しい取扱いは「旅行業者は契約の締結に応じないことがある。」であり一致しない。
ウ：この肢は「旅行業者は旅行代金を半額にして契約しなければならない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第7号」の正しい取扱いは「旅行業者は契約の締結に応じないことがある。」であり一致しない。
エ：標準旅行業約款「募集型 第7条第7号」では、旅行業者は契約の締結に応じないことがある。。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第7条第7号」では、旅行業者は契約の締結に応じないことがある。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q032

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 団体・グループ・契約締結拒否 | 難易度：標準
募集型企画旅行契約について、旅行業者が契約締結に応じないことがある事由として正しいものはどれか。

ア：旅行者が契約書面を受け取りたいと申し出た場合。
イ：旅行者が確定書面の内容を確認した場合。
ウ：その他、旅行業者の業務上の都合がある場合。
エ：旅行者が旅行日程を理解しようとした場合。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「旅行者が契約書面を受け取りたいと申し出た場合。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第8号」の正しい取扱いは「その他、旅行業者の業務上の都合がある場合。」であり一致しない。
イ：この肢は「旅行者が確定書面の内容を確認した場合。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第8号」の正しい取扱いは「その他、旅行業者の業務上の都合がある場合。」であり一致しない。
ウ：標準旅行業約款「募集型 第7条第8号」では、その他、旅行業者の業務上の都合がある場合。。
エ：この肢は「旅行者が旅行日程を理解しようとした場合。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第7条第8号」の正しい取扱いは「その他、旅行業者の業務上の都合がある場合。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第7条第8号」では、その他、旅行業者の業務上の都合がある場合。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q033

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 団体・グループ・契約締結拒否 | 難易度：基礎
募集型企画旅行の団体・グループ契約の章が適用される典型的な場合はどれか。

- ア：同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者が責任ある代表者を定めて申し込む場合。
- イ：一人旅の旅行者が申し込む場合だけ。
- ウ：複数人が互いに異なる日程で別々に旅行する場合だけ。
- エ：旅行者が代表者を定めることは禁止されている。

答え・解説

正答：ア

- ア：標準旅行業約款「募集型 第21条」では、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者が責任ある代表者を定めて申し込む場合。。
- イ：この肢は「一人旅の旅行者が申し込む場合だけ。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第21条」の正しい取扱いは「同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者が責任ある代表者を定めて申し込む場合。」であり一致しない。
- ウ：この肢は「複数人が互いに異なる日程で別々に旅行する場合だけ。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第21条」の正しい取扱い「同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者が責任ある代表者を定めて申し込む場合。」であり一致しない。
- エ：この肢は「旅行者が代表者を定めることは禁止されている。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第21条」の正しい取扱い「同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者が責任ある代表者を定めて申し込む場合。」であり一致しない。
- 総合解説：標準旅行業約款「募集型 第21条」では、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者が責任ある代表者を定めて申し込む場合。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q034

- 2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 団体・グループ・契約締結拒否 | 難易度：標準
募集型企画旅行の団体・グループ契約で、特約がない場合の契約責任者の扱いとして正しいものはどれか。
- ア：契約責任者には一切の代理権がない。
 - イ：契約責任者の代理権は旅行終了後にのみ発生する。
 - ウ：構成者の契約締結に関する一切の代理権を有するものとみなされる。
 - エ：構成者全員が毎回旅行者と個別取引しなければならない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この肢は「契約責任者には一切の代理権がない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第22条 第1項」の正しい取扱いは「構成者の契約締結に関する一切の代理権を有するものとみなされる。」であり一致しない。
- イ：この肢は「契約責任者の代理権は旅行終了後にのみ発生する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第22条 第1項」の正しい取扱いは「構成者の契約締結に関する一切の代理権を有するものとみなされる。」であり一致しない。
- ウ：標準旅行業約款「募集型 第22条 第1項」では、構成者の契約締結に関する一切の代理権を有するものとみなされる。。
- エ：この肢は「構成者全員が毎回旅行者と個別取引しなければならない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第22条 第1項」の正しい取扱いは「構成者の契約締結に関する一切の代理権を有するものとみなされる。」であり一致しない。
- 総合解説：標準旅行業約款「募集型 第22条 第1項」では、構成者の契約締結に関する一切の代理権を有するものとみなされる。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q035

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 団体・グループ・契約締結拒否 | 難易度：基礎
募集型企画旅行の団体・グループ契約で、契約責任者が行うべきこととして正しいものはどれか。

- ア：構成者名簿を提出してはならない。
- イ：旅行業者が定める日までに構成者の名簿を提出する。
- ウ：旅行終了後30日以内にだけ提出すればよい。
- エ：旅行業者が契約責任者の代わりに必ず名簿を作成する。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「構成者名簿を提出してはならない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第22条第2項」の正しい取扱い「旅行業者が定める日までに構成者の名簿を提出する。」であり一致しない。
イ：標準旅行業約款「募集型 第22条第2項」では、旅行業者が定める日までに構成者の名簿を提出する。
ウ：この肢は「旅行終了後30日以内にだけ提出すればよい。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第22条第2項」の正しい取扱いは「旅行業者が定める日までに構成者の名簿を提出する。」であり一致しない。
エ：この肢は「旅行業者が契約責任者の代わりに必ず名簿を作成する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第22条第2項」の正しい取扱いは「旅行業者が定める日までに構成者の名簿を提出する。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第22条第2項」では、旅行業者が定める日までに構成者の名簿を提出する。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q036

2-1 募集型企画旅行（契約の基本） > 団体・グループ・契約締結拒否 | 難易度：標準
契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後の契約責任者の扱いとして正しいものはどれか。

- ア：団体契約は旅行開始時に自動消滅する。
- イ：旅行業者が無関係の第三者を必ず契約責任者にする。
- ウ：構成者全員が旅行業者の従業員とみなされる。
- エ：あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなす。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「団体契約は旅行開始時に自動消滅する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第22条第4項」の正しい取扱いは「あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなす。」であり一致しない。
イ：この肢は「旅行業者が無関係の第三者を必ず契約責任者にする。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第22条第4項」の正しい取扱いは「あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなす。」であり一致しない。
ウ：この肢は「構成者全員が旅行業者の従業員とみなされる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第22条第4項」の正しい取扱いは「あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなす。」であり一致しない。
エ：標準旅行業約款「募集型 第22条第4項」では、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなす。。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第22条第4項」では、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなす。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q037

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任）＞ 契約変更・旅行代金変更 | 難易度：標準
天災地変など旅行者が関与し得ない事由が生じた場合の契約内容変更について、正しいものはどれか。
ア：旅行者は理由を問わず説明なしで自由に変更できる。
イ：安全かつ円滑な旅行実施のためやむを得ないときは、所定の説明をした上で契約内容を変更することがある。
ウ：どのような事情があっても契約内容は絶対に変更できない。
エ：一人でも反対すれば災害時でも旅程を変更できない。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「旅行者は理由を問わず説明なしで自由に変更できる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第13条」の正しい取扱いは「安全かつ円滑な旅行実施のためやむを得ないときは、所定の説明をした上で契約内容を変更することがある。」であり一致しない。
イ：標準旅行業約款「募集型 第13条」では、安全かつ円滑な旅行実施のためやむを得ないときは、所定の説明をした上で契約内容を変更することがある。。
ウ：この肢は「どのような事情があっても契約内容は絶対に変更できない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第13条」の正しい取扱いは「安全かつ円滑な旅行実施のためやむを得ないときは、所定の説明をした上で契約内容を変更することがある。」であり一致しない。
エ：この肢は「一人でも反対すれば災害時でも旅程を変更できない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第13条」の正しい取扱いは「安全かつ円滑な旅行実施のためやむを得ないときは、所定の説明をした上で契約内容を変更することがある。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第13条」では、安全かつ円滑な旅行実施のためやむを得ないときは、所定の説明をした上で契約内容を変更することがある。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q038

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任）＞ 契約変更・旅行代金変更 | 難易度：基礎
旅行者が第13条に基づき契約内容を変更する場合の説明として、原則正しいものはどれか。
ア：変更前に、旅行者が関与し得ない事由である理由とその事由との因果関係を速やかに説明する。
イ：旅行終了後にだけ説明する。
ウ：旅行者への説明は一切不要である。
エ：旅行サービス提供者にだけ説明すればよい。

答え・解説

正答：ア

ア：標準旅行業約款「募集型 第13条」では、変更前に、旅行者が関与し得ない事由である理由とその事由との因果関係を速やかに説明する。。
イ：この肢は「旅行終了後にだけ説明する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第13条」の正しい取扱いは「変更前に、旅行者が関与し得ない事由である理由とその事由との因果関係を速やかに説明する。」であり一致しない。
ウ：この肢は「旅行者への説明は一切不要である。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第13条」の正しい取扱いは「変更前に、旅行者が関与し得ない事由である理由とその事由との因果関係を速やかに説明する。」であり一致しない。
エ：この肢は「旅行サービス提供者にだけ説明すればよい。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第13条」の正しい取扱いは「変更前に、旅行者が関与し得ない事由である理由とその事由との因果関係を速やかに説明する。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第13条」では、変更前に、旅行者が関与し得ない事由である理由とその事由との因果関係を速やかに説明する。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q039

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任） > 契約変更・旅行代金変更 | 難易度：標準
緊急のため契約内容の変更前に説明することがやむを得ずできない場合の対応として正しいものはどれか。

ア：説明義務が永久に消滅する。
イ：契約内容を絶対に変更できない。
ウ：旅行者自身に変更理由を証明させる。
エ：変更後に説明することができる。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「説明義務が永久に消滅する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第13条ただし書」の正しい取扱い「変更後に説明することができる。」であり一致しない。
イ：この肢は「契約内容を絶対に変更できない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第13条ただし書」の正しい取扱いは「変更後に説明することができる。」であり一致しない。
ウ：この肢は「旅行者自身に変更理由を証明させる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第13条ただし書」の正しい取扱いは「変更後に説明することができる。」であり一致しない。
エ：標準旅行業約款「募集型 第13条ただし書」では、変更後に説明することができる。。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第13条ただし書」では、変更後に説明することができる。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q040

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任） > 契約変更・旅行代金変更 | 難易度：標準
利用する運送機関の適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等で通常想定を大幅に超えて増減した場合、旅行代金について正しいものはどれか。

ア：小さな変動でも旅行代金を自由に倍額にできる。
イ：運賃が下がっても旅行代金を減額してはならない。
ウ：その増減額の範囲内で旅行代金を増加又は減少することができる。
エ：為替が1円動けば必ず旅行代金を同額変更する。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「小さな変動でも旅行代金を自由に倍額にできる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第14条第1項」の正しい取扱いは「その増減額の範囲内で旅行代金を増加又は減少することができる。」であり一致しない。
イ：この肢は「運賃が下がっても旅行代金を減額してはならない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第14条第1項」の正しい取扱いは「その増減額の範囲内で旅行代金を増加又は減少することができる。」であり一致しない。
ウ：標準旅行業約款「募集型 第14条第1項」では、その増減額の範囲内で旅行代金を増加又は減少することができる。。
エ：この肢は「為替が1円動けば必ず旅行代金を同額変更する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第14条第1項」の正しい取扱いは「その増減額の範囲内で旅行代金を増加又は減少することができる。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第14条第1項」では、その増減額の範囲内で旅行代金を増加又は減少することができる。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q041

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任）＞契約変更・旅行代金変更 | 難易度：応用
第14条第1項に基づき旅行代金を増額する場合、旅行者への通知時期として正しいものはどれか。

ア：旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前。

イ：旅行開始当日。

ウ：旅行終了後。

エ：旅行開始日の前日であれば常に足りる。

答え・解説

正答：ア

ア：標準旅行業約款「募集型 第14条第2項」では、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前。。

イ：この肢は「旅行開始当日。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第14条第2項」の正しい取扱い「旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前。」であり一致しない。

ウ：この肢は「旅行終了後。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第14条第2項」の正しい取扱いは「旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前。」であり一致しない。

エ：この肢は「旅行開始日の前日であれば常に足りる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第14条第2項」の正しい取扱いは「旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第14条第2項」では、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q042

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任）＞契約変更・旅行代金変更 | 難易度：標準
第14条第1項の適用運賃・料金が減額された場合の取扱いとして正しいものはどれか。

ア：減額分はすべて旅行業者の利益にする。

イ：運賃が下がれば旅行代金を逆に増額する。

ウ：その減少額だけ旅行代金を減額する。

エ：旅行者が請求しない限り減額してはならない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「減額分はすべて旅行業者の利益にする。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第14条第3項」の正しい取扱いは「その減少額だけ旅行代金を減額する。」であり一致しない。

イ：この肢は「運賃が下がれば旅行代金を逆に増額する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第14条第3項」の正しい取扱いは「その減少額だけ旅行代金を減額する。」であり一致しない。

ウ：標準旅行業約款「募集型 第14条第3項」では、その減少額だけ旅行代金を減額する。。

エ：この肢は「旅行者が請求しない限り減額してはならない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第14条第3項」の正しい取扱いは「その減少額だけ旅行代金を減額する。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第14条第3項」では、その減少額だけ旅行代金を減額する。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q043

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任）＞ 契約変更・旅行代金変更 | 難易度：標準
第13条による契約内容変更で旅行実施費用が増減した場合の旅行代金について、原則正しいものはどれか。

ア：費用が変わっても旅行代金は絶対に変更できない。

イ：その費用の増減の範囲内で旅行代金を変更することがある。

ウ：費用変動の10倍まで自由に変更できる。

エ：旅行終了後にしか変更できない。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「費用が変わっても旅行代金は絶対に変更できない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第14条第4項」の正しい取扱いは「その費用の増減の範囲内で旅行代金を変更することがある。」であり一致しない。

イ：標準旅行業約款「募集型 第14条第4項」では、その費用の増減の範囲内で旅行代金を変更することがある。

ウ：この肢は「費用変動の10倍まで自由に変更できる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第14条第4項」の正しい取扱いは「その費用の増減の範囲内で旅行代金を変更することがある。」であり一致しない。

エ：この肢は「旅行終了後にしか変更できない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第14条第4項」の正しい取扱いは「その費用の増減の範囲内で旅行代金を変更することがある。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第14条第4項」では、その費用の増減の範囲内で旅行代金を変更することがある。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q044

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任）＞ 契約変更・旅行代金変更 | 難易度：応用
運送・宿泊機関がサービスを提供しているにもかかわらず、座席や部屋の不足によって契約内容変更の費用が増えた。この増加分の取扱いとして正しいものはどれか。

ア：必ず全額を旅行代金に上乗せできる。

イ：不足があれば旅行代金を自由に設定できる。

ウ：設備不足なら契約変更自体が存在しない扱いになる。

エ：第14条第4項による旅行代金増額の対象から除かれる。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「必ず全額を旅行代金に上乗せできる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第14条第4項」の正しい取扱いは「第14条第4項による旅行代金増額の対象から除かれる。」であり一致しない。

イ：この肢は「不足があれば旅行代金を自由に設定できる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第14条第4項」の正しい取扱いは「第14条第4項による旅行代金増額の対象から除かれる。」であり一致しない。

ウ：この肢は「設備不足なら契約変更自体が存在しない扱いになる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第14条第4項」の正しい取扱いは「第14条第4項による旅行代金増額の対象から除かれる。」であり一致しない。

エ：標準旅行業約款「募集型 第14条第4項」では、第14条第4項による旅行代金増額の対象から除かれる。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第14条第4項」では、第14条第4項による旅行代金増額の対象から除かれる。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q045

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任） > 契約変更・旅行代金変更 | 難易度：標準
利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載し、契約成立後に旅行業者の責によらず利用人員が変わった。この場合の取扱いとして正しいものはどれか。
ア：人員が変わっても旅行代金は絶対に変えられない。
イ：契約書面に記載したところにより旅行代金を変更することがある。
ウ：旅行業者の責による変更の場合だけ必ず増額できる。
エ：契約書面の記載がなくても無条件で自由に変更できる。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「人員が変わっても旅行代金は絶対に変えられない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第14条第5項」の正しい取扱いは「契約書面に記載したところにより旅行代金を変更することがある。」であり一致しない。
イ：標準旅行業約款「募集型 第14条第5項」では、契約書面に記載したところにより旅行代金を変更することがある。
ウ：この肢は「旅行業者の責による変更の場合だけ必ず増額できる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第14条第5項」の正しい取扱いは「契約書面に記載したところにより旅行代金を変更することがある。」であり一致しない。
エ：この肢は「契約書面の記載がなくても無条件で自由に変更できる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第14条第5項」の正しい取扱いは「契約書面に記載したところにより旅行代金を変更することがある。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第14条第5項」では、契約書面に記載したところにより旅行代金を変更することがある。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q046

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任） > 契約変更・旅行代金変更 | 難易度：基礎
募集型企画旅行契約を締結した旅行者が、契約上の地位を第三者へ譲渡する場合の取扱いとして正しいものはどれか。
ア：旅行業者の承諾を得て譲り渡すことができる。
イ：絶対に第三者へ譲渡できない。
ウ：旅行業者の承諾なしに自由に譲渡できる。
エ：旅行開始後なら承諾は不要となる。

答え・解説

正答：ア

ア：標準旅行業約款「募集型 第15条第1項」では、旅行業者の承諾を得て譲り渡すことができる。。
イ：この肢は「絶対に第三者へ譲渡できない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第15条第1項」の正しい取扱いは「旅行業者の承諾を得て譲り渡すことができる。」であり一致しない。
ウ：この肢は「旅行業者の承諾なしに自由に譲渡できる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第15条第1項」の正しい取扱いは「旅行業者の承諾を得て譲り渡すことができる。」であり一致しない。
エ：この肢は「旅行開始後なら承諾は不要となる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第15条第1項」の正しい取扱いは「旅行業者の承諾を得て譲り渡すことができる。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第15条第1項」では、旅行業者の承諾を得て譲り渡すことができる。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q047

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任） > 契約変更・旅行代金変更 | 難易度：標準
契約上の地位の譲渡について旅行業者の承諾を求める際の手続として正しいものはどれか。

- ア：口頭で名前を伝えるだけで旅行業者は必ず承諾する。
- イ：手数料を支払うことは約款上禁止されている。
- ウ：旅行終了後にだけ申請できる。
- エ：所定の用紙に所定事項を記入し、所定の手数料とともに提出する。

答え・解説

正答：エ

- ア：この肢は「口頭で名前を伝えるだけで旅行業者は必ず承諾する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第15条第2項」の正しい取扱い「所定の用紙に所定事項を記入し、所定の手数料とともに提出する。」であり一致しない。
 - イ：この肢は「手数料を支払うことは約款上禁止されている。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第15条第2項」の正しい取扱いは「所定の用紙に所定事項を記入し、所定の手数料とともに提出する。」であり一致しない。
 - ウ：この肢は「旅行終了後にだけ申請できる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第15条第2項」の正しい取扱いは「所定の用紙に所定事項を記入し、所定の手数料とともに提出する。」であり一致しない。
 - エ：標準旅行業約款「募集型 第15条第2項」では、所定の用紙に所定事項を記入し、所定の手数料とともに提出する。。
- 総合解説：標準旅行業約款「募集型 第15条第2項」では、所定の用紙に所定事項を記入し、所定の手数料とともに提出する。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q048

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任） > 契約変更・旅行代金変更 | 難易度：標準
旅行者の契約上の地位の譲渡が効力を生ずる時期として正しいものはどれか。

- ア：旅行者が譲渡を考えた時。
- イ：第三者が旅行代金を見た時。
- ウ：旅行業者の承諾があった時。
- エ：旅行終了後に自動的に効力が生ずる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この肢は「旅行者が譲渡を考えた時。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第15条第3項」の正しい取扱いは「旅行業者の承諾があった時。」であり一致しない。
 - イ：この肢は「第三者が旅行代金を見た時。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第15条第3項」の正しい取扱いは「旅行業者の承諾があった時。」であり一致しない。
 - ウ：標準旅行業約款「募集型 第15条第3項」では、旅行業者の承諾があった時。。
 - エ：この肢は「旅行終了後に自動的に効力が生ずる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第15条第3項」の正しい取扱いは「旅行業者の承諾があった時。」であり一致しない。
- 総合解説：標準旅行業約款「募集型 第15条第3項」では、旅行業者の承諾があった時。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q049

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任）＞ 解除・取消料・払戻し | 難易度：基礎
募集型企画旅行契約における旅行者の任意解除について、正しいものはどれか。

- ア：旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を旅行業者に支払って契約を解除できる。
- イ：旅行開始前であっても一切解除できない。
- ウ：取消料を支払っても解除できない。
- エ：旅行業者の破産時だけ解除できる。

答え・解説

正答：ア

ア：標準旅行業約款「募集型 第16条第1項」では、旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を旅行業者に支払って契約を解除できる。。
イ：この肢は「旅行開始前であっても一切解除できない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第1項」の正しい取扱い「旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を旅行業者に支払って契約を解除できる。」であり一致しない。
ウ：この肢は「取消料を支払っても解除できない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第1項」の正しい取扱い「旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を旅行業者に支払って契約を解除できる。」であり一致しない。
エ：この肢は「旅行業者の破産時だけ解除できる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第1項」の正しい取扱い「旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を旅行業者に支払って契約を解除できる。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第16条第1項」では、旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を旅行業者に支払って契約を解除できる。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q050

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任）＞ 解除・取消料・払戻し | 難易度：標準
旅行業者によって契約内容が変更された場合、旅行者が旅行開始前に取消料なしで解除できるのはどのような場合か。
ア：どのような軽微な変更でも必ず無条件で全額賠償を受ける場合。
イ：重要な変更でも旅行者には解除権がない。
ウ：その変更が別表第二に掲げるものその他の重要な変更である場合。
エ：必ず旅行代金100%の取消料を支払う場合。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「どのような軽微な変更でも必ず無条件で全額賠償を受ける場合。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第1号」の正しい取扱い「その変更が別表第二に掲げるものその他の重要な変更である場合。」であり一致しない。
イ：この肢は「重要な変更でも旅行者には解除権がない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第1号」の正しい取扱い「その変更が別表第二に掲げるものその他の重要な変更である場合。」であり一致しない。
ウ：標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第1号」では、その変更が別表第二に掲げるものその他の重要な変更である場合。。
エ：この肢は「必ず旅行代金100%の取消料を支払う場合。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第1号」の正しい取扱い「その変更が別表第二に掲げるものその他の重要な変更である場合。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第1号」では、その変更が別表第二に掲げるものその他の重要な変更である場合。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q051

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任）＞ 解除・取消料・払戻し | 難易度：標準
第14条第1項に基づき旅行代金が増額された場合、旅行者の解除権について正しいものはどれか。

ア：増額されても解除は認められない。

イ：旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除できる。

ウ：増額時は必ず50%の取消料が必要である。

エ：旅行者だけが解除できる。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「増額されても解除は認められない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第2号」の正しい取扱いは「旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除できる。」であり一致しない。

イ：標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第2号」では、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除できる。。

ウ：この肢は「増額時は必ず50%の取消料が必要である。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第2号」の正しい取扱いは「旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除できる。」であり一致しない。

エ：この肢は「旅行者だけが解除できる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第2号」の正しい取扱いは「旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除できる。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第2号」では、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除できる。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q052

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任）＞ 解除・取消料・払戻し | 難易度：標準
大規模災害により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるおそれが極めて大きい。この場合、旅行者の旅行開始前の解除について正しいものはどれか。

ア：必ず100%の取消料を支払う。

イ：旅行者からの解除は一切認められない。

ウ：旅行終了後まで解除できない。

エ：取消料を支払うことなく解除できる。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「必ず100%の取消料を支払う。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第3号」の正しい取扱いは「取消料を支払うことなく解除できる。」であり一致しない。

イ：この肢は「旅行者からの解除は一切認められない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第3号」の正しい取扱いは「取消料を支払うことなく解除できる。」であり一致しない。

ウ：この肢は「旅行終了後まで解除できない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第3号」の正しい取扱いは「取消料を支払うことなく解除できる。」であり一致しない。

エ：標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第3号」では、取消料を支払うことなく解除できる。。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第3号」では、取消料を支払うことなく解除できる。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q053

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任）＞ 解除・取消料・払戻し | 難易度：標準
旅行業者が約款所定の期日までに確定書面を交付しなかった場合、旅行者の旅行開始前の解除について正しいものはどれか。

- ア：解除できない。
- イ：取消料を支払うことなく解除できる。
- ウ：旅行開始後まで待たなければならない。
- エ：旅行者が違約料を旅行業者に必ず支払う。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「解除できない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第4号」の正しい取扱い「取消料を支払うことなく解除できる。」であり一致しない。

イ：標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第4号」では、取消料を支払うことなく解除できる。。

ウ：この肢は「旅行開始後まで待たなければならない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第4号」の正しい取扱いは「取消料を支払うことなく解除できる。」であり一致しない。

エ：この肢は「旅行者が違約料を旅行業者に必ず支払う。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第4号」の正しい取扱いは「取消料を支払うことなく解除できる。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第4号」では、取消料を支払うことなく解除できる。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q054

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任）＞ 解除・取消料・払戻し | 難易度：標準
旅行業者の責に帰すべき事由により、契約書面どおりの旅行実施が不可能となった。この場合の旅行者の旅行開始前解除について正しいものはどれか。

- ア：取消料を支払うことなく解除できる。
- イ：旅行業者に責任があっても100%の取消料が必要である。
- ウ：旅行者は解除できない。
- エ：旅行者が旅行者へ追加の違約料を支払う。

答え・解説

正答：ア

ア：標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第5号」では、取消料を支払うことなく解除できる。。

イ：この肢は「旅行業者に責任があっても100%の取消料が必要である。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第5号」の正しい取扱いは「取消料を支払うことなく解除できる。」であり一致しない。

ウ：この肢は「旅行者は解除できない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第5号」の正しい取扱いは「取消料を支払うことなく解除できる。」であり一致しない。

エ：この肢は「旅行者が旅行者へ追加の違約料を支払う。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第5号」の正しい取扱いは「取消料を支払うことなく解除できる。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第16条第2項第5号」では、取消料を支払うことなく解除できる。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q055

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任）＞ 解除・取消料・払戻し | 難易度：応用

旅行開始後、旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面記載の旅行サービスを受領できなくなった。この場合の旅行者の権利として正しいものはどれか。

ア：旅行開始後はどのような場合でも解除できない。

イ：受領できない部分についても必ず100%の取消料が必要である。

ウ：必ず旅行全体を解除しなければならず部分解除はできない。

エ：取消料なしで、受領できなくなった部分の契約を解除できる。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「旅行開始後はどのような場合でも解除できない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第3項」の正しい取扱いは「取消料なしで、受領できなくなった部分の契約を解除できる。」であり一致しない。

イ：この肢は「受領できない部分についても必ず100%の取消料が必要である。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第3項」の正しい取扱いは「取消料なしで、受領できなくなった部分の契約を解除できる。」であり一致しない。

ウ：この肢は「必ず旅行全体を解除しなければならず部分解除はできない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第3項」の正しい取扱いは「取消料なしで、受領できなくなった部分の契約を解除できる。」であり一致しない。

エ：標準旅行業約款「募集型 第16条第3項」では、取消料なしで、受領できなくなった部分の契約を解除できる。。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第16条第3項」では、取消料なしで、受領できなくなった部分の契約を解除できる。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q056

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任）＞ 解除・取消料・払戻し | 難易度：応用

旅行業者の責によらない事情で旅行サービスを受領できなくなり、その部分を旅行者が解除した場合の払戻額の考え方として正しいものはどれか。

ア：未受領部分についても一切払い戻さない。

イ：旅行代金全額を必ず無条件で払い戻す。

ウ：未受領部分に係る金額から、その旅行サービスに対する取消料・違約料等を差し引いた額。

エ：既に受領したサービスの代金まで必ず倍額で返す。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「未受領部分についても一切払い戻さない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第4項」の正しい取扱いは「未受領部分に係る金額から、その旅行サービスに対する取消料・違約料等を差し引いた額。」であり一致しない。

イ：この肢は「旅行代金全額を必ず無条件で払い戻す。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第4項」の正しい取扱いは「未受領部分に係る金額から、その旅行サービスに対する取消料・違約料等を差し引いた額。」であり一致しない。

ウ：標準旅行業約款「募集型 第16条第4項」では、未受領部分に係る金額から、その旅行サービスに対する取消料・違約料等を差し引いた額。。

エ：この肢は「既に受領したサービスの代金まで必ず倍額で返す。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第16条第4項」の正しい取扱いは「未受領部分に係る金額から、その旅行サービスに対する取消料・違約料等を差し引いた額。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第16条第4項」では、未受領部分に係る金額から、その旅行サービスに対する取消料・違約料等を差し引いた額。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q057

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任） > 解除・取消料・払戻し | 難易度：応用
旅行者が契約書面に記載された期日までに旅行代金を支払わなかった場合の取扱いとして正しいものはどれか。

- ア：その期日の翌日に旅行者が契約を解除したものとされ、取消料相当額の違約料を支払う。
- イ：契約は無期限にそのまま継続する。
- ウ：翌日に旅行代金が自動的に免除される。
- エ：旅行者は無償で旅行できる。

答え・解説

正答：ア

ア：標準旅行業約款「募集型 第17条第2項」では、その期日の翌日に旅行者が契約を解除したものとされ、取消料相当額の違約料を支払う。。
イ：この肢は「契約は無期限にそのまま継続する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第17条第2項」の正しい取扱いは「その期日の翌日に旅行者が契約を解除したものとされ、取消料相当額の違約料を支払う。」であり一致しない。
ウ：この肢は「翌日に旅行代金が自動的に免除される。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第17条第2項」の正しい取扱いは「その期日の翌日に旅行者が契約を解除したものとされ、取消料相当額の違約料を支払う。」であり一致しない。
エ：この肢は「旅行者は無償で旅行できる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第17条第2項」の正しい取扱いは「その期日の翌日に旅行者が契約を解除したものとされ、取消料相当額の違約料を支払う。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第17条第2項」では、その期日の翌日に旅行者が契約を解除したものとされ、取消料相当額の違約料を支払う。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q058

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任） > 解除・取消料・払戻し | 難易度：応用
最少催行人員未達を理由に国内の募集型企画旅行を中止する場合、旅行業者の通知期限として正しいものはどれか。

- ア：国内旅行は旅行開始当日の通知で常に足りる。
- イ：日帰り旅行も必ず30日前までである。
- ウ：旅行開始日前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前。日帰り旅行は3日目に当たる日より前。
- エ：最少催行人員未達による解除は認められない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「国内旅行は旅行開始当日の通知で常に足りる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第17条第3項」の正しい取扱いは「旅行開始日前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前。日帰り旅行は3日目に当たる日より前。」であり一致しない。
イ：この肢は「日帰り旅行も必ず30日前までである。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第17条第3項」の正しい取扱いは「旅行開始日前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前。日帰り旅行は3日目に当たる日より前。」であり一致しない。
ウ：標準旅行業約款「募集型 第17条第3項」では、旅行開始日前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前。日帰り旅行は3日目に当たる日より前。。
エ：この肢は「最少催行人員未達による解除は認められない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第17条第3項」の正しい取扱いは「旅行開始日前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前。日帰り旅行は3日目に当たる日より前。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第17条第3項」では、旅行開始日前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前。日帰り旅行は3日目に当たる日より前。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q059

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任） > 解除・取消料・払戻し | 難易度：応用
海外の募集型企画旅行が最少催行人員に達しないため中止する。旅行開始前の通知期限として正しいものはどれか。
ア：一律3日前でよい。
イ：原則23日目、ピーク時に旅行を開始するものは33日目に当たる日より前。
ウ：ピーク時も13日目でよい。
エ：海外旅行では最少催行人員を設定できない。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「一律3日前でよい。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第17条第3項」の正しい取扱いは「原則23日目、ピーク時に旅行を開始するものは33日目に当たる日より前。」であり一致しない。
イ：標準旅行業約款「募集型 第17条第3項」では、原則23日目、ピーク時に旅行を開始するものは33日目に当たる日より前。
ウ：この肢は「ピーク時も13日目でよい。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第17条第3項」の正しい取扱いは「原則23日目、ピーク時に旅行を開始するものは33日目に当たる日より前。」であり一致しない。
エ：この肢は「海外旅行では最少催行人員を設定できない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第17条第3項」の正しい取扱いは「原則23日目、ピーク時に旅行を開始するものは33日目に当たる日より前。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第17条第3項」では、原則23日目、ピーク時に旅行を開始するものは33日目に当たる日より前。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q060

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任） > 解除・取消料・払戻し | 難易度：標準
旅行開始後の旅行者による契約の一部解除について、正しいものはどれか。
ア：旅行開始後は旅行者に解除権が一切ない。
イ：旅行開始後の解除では理由説明が禁止されている。
ウ：旅行者が病気でも必ず全行程を強制しなければならない。
エ：旅行者が旅行継続に耐えられない場合や団体行動の規律を乱す場合、不可抗力で旅行継続不能の場合などは、理由を説明して解除することがある。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「旅行開始後は旅行者に解除権が一切ない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第18条第1項」の正しい取扱いは「旅行者が旅行継続に耐えられない場合や団体行動の規律を乱す場合、不可抗力で旅行継続不能の場合などは、理由を説明して解除することがある。」であり一致しない。
イ：この肢は「旅行開始後の解除では理由説明が禁止されている。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第18条第1項」の正しい取扱いは「旅行者が旅行継続に耐えられない場合や団体行動の規律を乱す場合、不可抗力で旅行継続不能の場合などは、理由を説明して解除することがある。」であり一致しない。
ウ：この肢は「旅行者が病気でも必ず全行程を強制しなければならない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第18条第1項」の正しい取扱いは「旅行者が旅行継続に耐えられない場合や団体行動の規律を乱す場合、不可抗力で旅行継続不能の場合などは、理由を説明して解除することがある。」であり一致しない。
エ：標準旅行業約款「募集型 第18条第1項」では、旅行者が旅行継続に耐えられない場合や団体行動の規律を乱す場合、不可抗力で旅行継続不能の場合などは、理由を説明して解除することがある。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第18条第1項」では、旅行者が旅行継続に耐えられない場合や団体行動の規律を乱す場合、不可抗力で旅行継続不能の場合などは、理由を説明して解除することがある。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q061

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任） > 解除・取消料・払戻し | 難易度：標準
旅行開始前の解除によって旅行者に払い戻すべき金額が生じた場合、通常の払戻期限として正しいものはどれか。

- ア：旅行終了日の翌日から90日以内。
- イ：解除の翌日から起算して7日以内。
- ウ：払戻期限は定められていない。
- エ：必ず解除当日に現金手渡しする。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「旅行終了日の翌日から90日以内。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第19条第1項」の正しい取扱いは「解除の翌日から起算して7日以内。」であり一致しない。
イ：標準旅行業約款「募集型 第19条第1項」では、解除の翌日から起算して7日以内。
ウ：この肢は「払戻期限は定められていない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第19条第1項」の正しい取扱いは「解除の翌日から起算して7日以内。」であり一致しない。
エ：この肢は「必ず解除当日に現金手渡しする。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第19条第1項」の正しい取扱いは「解除の翌日から起算して7日以内。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第19条第1項」では、解除の翌日から起算して7日以内。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q062

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任） > 解除・取消料・払戻し | 難易度：標準
旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払戻しについて、通常の期限として正しいものはどれか。

- ア：契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内。
- イ：旅行開始日の翌日から3日以内。
- ウ：旅行終了日の翌日から1年以内。
- エ：旅行終了後の払戻しは認められない。

答え・解説

正答：ア

ア：標準旅行業約款「募集型 第19条第1項」では、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内。。
イ：この肢は「旅行開始日の翌日から3日以内。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第19条第1項」の正しい取扱いは「契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内。」であり一致しない。
ウ：この肢は「旅行終了日の翌日から1年以内。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第19条第1項」の正しい取扱いは「契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内。」であり一致しない。
エ：この肢は「旅行終了後の払戻しは認められない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第19条第1項」の正しい取扱いは「契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第19条第1項」では、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q063

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任）＞ 旅程管理・旅行業者／旅行者の責任 | 難易度：標準
旅行中、旅行者が契約どおりの旅行サービスを受けられないおそれがある場合の旅行業者の旅程管理措置として正しいものはどれか。

- ア：何もせず旅行者の自己責任に任せる。
- イ：旅行者に契約書面を読み直させるだけで必ず足りる。
- ウ：旅行開始後は旅行業者は旅程に一切関与しない。
- エ：契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずる。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「何もせず旅行者の自己責任に任せる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第23条第1号」の正しい取扱い「契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずる。」であり一致しない。

イ：この肢は「旅行者に契約書面を読み直させるだけで必ず足りる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第23条第1号」の正しい取扱いは「契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずる。」であり一致しない。

ウ：この肢は「旅行開始後は旅行業者は旅程に一切関与しない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第23条第1号」の正しい取扱いは「契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずる。」であり一致しない。

エ：標準旅行業約款「募集型 第23条第1号」では、契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずる。。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第23条第1号」では、契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずる。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q064

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任）＞ 旅程管理・旅行業者／旅行者の責任 | 難易度：標準
必要な措置を講じても契約内容を変更せざるを得なくなった場合の旅程管理として正しいものはどれか。

- ア：代替サービスの手配は禁止されている。
- イ：必ず旅行全体を即時終了する。
- ウ：代替サービスを手配し、旅行日程やサービス内容の変更をできるだけ最小限にとどめるよう努める。
- エ：当初内容と無関係なサービスへ自由に変更できる。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「代替サービスの手配は禁止されている。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第23条第2号」の正しい取扱いは「代替サービスを手配し、旅行日程やサービス内容の変更をできるだけ最小限にとどめるよう努める。」であり一致しない。

イ：この肢は「必ず旅行全体を即時終了する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第23条第2号」の正しい取扱いは「代替サービスを手配し、旅行日程やサービス内容の変更をできるだけ最小限にとどめるよう努める。」であり一致しない。

ウ：標準旅行業約款「募集型 第23条第2号」では、代替サービスを手配し、旅行日程やサービス内容の変更をできるだけ最小限にとどめるよう努める。。

エ：この肢は「当初内容と無関係なサービスへ自由に変更できる。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第23条第2号」の正しい取扱いは「代替サービスを手配し、旅行日程やサービス内容の変更をできるだけ最小限にとどめるよう努める。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第23条第2号」では、代替サービスを手配し、旅行日程やサービス内容の変更をできるだけ最小限にとどめるよう努める。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q065

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任）＞ 旅程管理・旅行業者／旅行者の責任 | 難易度：基礎
募集型企画旅行で、旅行開始後から旅行終了まで団体で行動するときの旅行者の義務として正しいものはどれか。

- ア：安全かつ円滑な旅行実施のための旅行業者の指示に従う。
イ：安全上の指示にも一切従う必要がない。
ウ：旅行終了後にだけ指示に従えばよい。
エ：旅行者が旅行業者へ業務指示を出す義務を負う。

答え・解説

正答：ア

ア：標準旅行業約款「募集型 第24条」では、安全かつ円滑な旅行実施のための旅行業者の指示に従う。
イ：この肢は「安全上の指示にも一切従う必要がない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第24条」の正しい取扱いは「安全かつ円滑な旅行実施のための旅行業者の指示に従う。」であり一致しない。
ウ：この肢は「旅行終了後にだけ指示に従えばよい。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第24条」の正しい取扱いは「安全かつ円滑な旅行実施のための旅行業者の指示に従う。」であり一致しない。
エ：この肢は「旅行者が旅行業者へ業務指示を出す義務を負う。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第24条」の正しい取扱いは「安全かつ円滑な旅行実施のための旅行業者の指示に従う。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第24条」では、安全かつ円滑な旅行実施のための旅行業者の指示に従う。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q066

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任）＞ 旅程管理・旅行業者／旅行者の責任 | 難易度：基礎
募集型企画旅行の添乗員等について正しいものはどれか。
ア：添乗員を同行させることは禁止されている。
イ：添乗員は旅程管理に関する業務を一切できない。
ウ：旅行業者は旅行内容により添乗員等を同行させ、旅程管理業務その他必要な付随業務の全部又は一部を行わせることがある。
エ：すべての旅行に必ず24時間添乗員を置く。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「添乗員を同行させることは禁止されている。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第25条第1項」の正しい取扱いは「旅行業者は旅行内容により添乗員等を同行させ、旅程管理業務その他必要な付随業務の全部又は一部を行わせることがある。」であり一致しない。
イ：この肢は「添乗員は旅程管理に関する業務を一切できない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第25条第1項」の正しい取扱いは「旅行業者は旅行内容により添乗員等を同行させ、旅程管理業務その他必要な付随業務の全部又は一部を行わせることがある。」であり一致しない。
ウ：標準旅行業約款「募集型 第25条第1項」では、旅行業者は旅行内容により添乗員等を同行させ、旅程管理業務その他必要な付随業務の全部又は一部を行わせることがある。
エ：この肢は「すべての旅行に必ず24時間添乗員を置く。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第25条第1項」の正しい取扱いは「旅行業者は旅行内容により添乗員等を同行させ、旅程管理業務その他必要な付随業務の全部又は一部を行わせることがある。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第25条第1項」では、旅行業者は旅行内容により添乗員等を同行させ、旅程管理業務その他必要な付随業務の全部又は一部を行わせることがある。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q067

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任） > 旅程管理・旅行業者／旅行者の責任 | 難易度：基礎
募集型企画旅行で添乗員等が約款所定の業務に従事する時間帯として、原則正しいものはどれか。

- ア：0時から6時まで（深夜・早朝帯だけを業務時間とする考え方）。
- イ：8時から20時まで（日中の一定時間帯を原則の業務時間とする考え方）。
- ウ：20時から翌8時まで（夜間帯を中心に業務を行う考え方）。
- エ：原則の時間帯は定められていない。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「0時から6時まで。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第25条第2項」の正しい取扱いは「8時から20時まで。」であり一致しない。
イ：標準旅行業約款「募集型 第25条第2項」では、8時から20時まで。
ウ：この肢は「20時から翌8時まで。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第25条第2項」の正しい取扱いは「8時から20時まで。」であり一致しない。
エ：この肢は「原則の時間帯は定められていない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第25条第2項」の正しい取扱いは「8時から20時まで。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第25条第2項」では、8時から20時まで。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q068

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任） > 旅程管理・旅行業者／旅行者の責任 | 難易度：標準
旅行中の旅行者が疾病や傷害で保護を要し、旅行業者の責に帰すべき事由によらず必要な措置を講じた。この費用負担として正しいものはどれか。

- ア：旅行業者が必ず全額負担する。
- イ：他の参加者全員が均等負担する。
- ウ：保護措置を講じること自体が禁止されている。
- エ：旅行者が負担する。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「旅行業者が必ず全額負担する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第26条」の正しい取扱いは「旅行者が負担する。」であり一致しない。
イ：この肢は「他の参加者全員が均等負担する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第26条」の正しい取扱いは「旅行者が負担する。」であり一致しない。
ウ：この肢は「保護措置を講じること自体が禁止されている。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第26条」の正しい取扱いは「旅行者が負担する。」であり一致しない。
エ：標準旅行業約款「募集型 第26条」では、旅行者が負担する。。
総合解説：標準旅行業約款「募集型 第26条」では、旅行者が負担する。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q069

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任） > 旅程管理・旅行者／旅行者の責任 | 難易度：応用
旅行業者又は手配代行者の故意・過失により旅行者に損害を与えた場合の責任について、正しいものはどれか。

ア：故意・過失があっても一切責任を負わない。

イ：原則として、損害発生の翌日から起算して2年以内に旅行業者へ通知があったとき、旅行業者は損害賠償責任を負う。

ウ：通知期間は一律24時間以内である。

エ：手配代行者の過失は約款上絶対に考慮されない。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「故意・過失があっても一切責任を負わない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第27条第1項」の正しい取扱いは「原則として、損害発生の翌日から起算して2年以内に旅行業者へ通知があったとき、旅行業者は損害賠償責任を負う。」であり一致しない。

イ：標準旅行業約款「募集型 第27条第1項」では、原則として、損害発生の翌日から起算して2年以内に旅行業者へ通知があったとき、旅行業者は損害賠償責任を負う。。

ウ：この肢は「通知期間は一律24時間以内である。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第27条第1項」の正しい取扱いは「原則として、損害発生の翌日から起算して2年以内に旅行業者へ通知があったとき、旅行業者は損害賠償責任を負う。」であり一致しない。

エ：この肢は「手配代行者の過失は約款上絶対に考慮されない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第27条第1項」の正しい取扱いは「原則として、損害発生の翌日から起算して2年以内に旅行業者へ通知があったとき、旅行業者は損害賠償責任を負う。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第27条第1項」では、原則として、損害発生の翌日から起算して2年以内に旅行業者へ通知があったとき、旅行業者は損害賠償責任を負う。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q070

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任） > 旅程管理・旅行者／旅行者の責任 | 難易度：応用
募集型企画旅行で旅行業者の故意・過失による手荷物損害について、原則の通知期間と賠償限度の組合せとして正しいものはどれか。

ア：国内旅行は14日以内、海外旅行は21日以内の通知が必要で、旅行者1名につき15万円が限度。ただし旅行業者に故意又は重大な過失がある場合は限度の例外となる。

イ：国内・海外とも2年以内で、限度額は1万円である。

ウ：手荷物損害は一切賠償対象にならない。

エ：国内旅行は30日以内、海外旅行は14日以内で、限度額は無制限である。

答え・解説

正答：ア

ア：標準旅行業約款「募集型 第27条第3項」では、国内旅行は14日以内、海外旅行は21日以内の通知が必要で、旅行者1名につき15万円が限度。ただし旅行業者に故意又は重大な過失がある場合は限度の例外となる。。

イ：この肢は「国内・海外とも2年以内で、限度額は1万円である。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第27条第3項」の正しい取扱いは「国内旅行は14日以内、海外旅行は21日以内の通知が必要で、旅行者1名につき15万円が限度。ただし旅行業者に故意又は重大な過失がある場合は限度の例外となる。」であり一致しない。

ウ：この肢は「手荷物損害は一切賠償対象にならない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第27条第3項」の正しい取扱いは「国内旅行は14日以内、海外旅行は21日以内の通知が必要で、旅行者1名につき15万円が限度。ただし旅行業者に故意又は重大な過失がある場合は限度の例外となる。」であり一致しない。

エ：この肢は「国内旅行は30日以内、海外旅行は14日以内で、限度額は無制限である。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第27条第3項」の正しい取扱いは「国内旅行は14日以内、海外旅行は21日以内の通知が必要で、旅行者1名につき15万円が限度。ただし旅行業者に故意又は重大な過失がある場合は限度の例外となる。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第27条第3項」では、国内旅行は14日以内、海外旅行は21日以内の通知が必要で、旅行者1名につき15万円が限度。ただし旅行業者に故意又は重大な過失がある場合は限度の例外となる。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q071

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任）＞ 旅程管理・旅行業者／旅行者の責任 | 難易度：標準
旅行者の故意又は過失によって旅行業者が損害を被った場合の取扱いとして正しいものはどれか。

ア：旅行者は故意でも一切責任を負わない。

イ：旅行者の責任は旅行開始前にだけ発生する。

ウ：損害は必ず国が賠償する。

エ：旅行者は旅行業者に対して損害を賠償しなければならない。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「旅行者は故意でも一切責任を負わない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第30条第1項」の正しい取扱いは「旅行者は旅行業者に対して損害を賠償しなければならない。」であり一致しない。

イ：この肢は「旅行者の責任は旅行開始前にだけ発生する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第30条第1項」の正しい取扱いは「旅行者は旅行業者に対して損害を賠償しなければならない。」であり一致しない。

ウ：この肢は「損害は必ず国が賠償する。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第30条第1項」の正しい取扱いは「旅行者は旅行業者に対して損害を賠償しなければならない。」であり一致しない。

エ：標準旅行業約款「募集型 第30条第1項」では、旅行者は旅行業者に対して損害を賠償しなければならない。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第30条第1項」では、旅行者は旅行業者に対して損害を賠償しなければならない。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q072

2-2 募集型企画旅行（変更・解除・責任）＞ 旅程管理・旅行業者／旅行者の責任 | 難易度：標準
旅行開始後、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと旅行者が認識した場合の対応として正しいものはどれか。

ア：旅行終了後10年経過するまで申し出てはならない。

イ：旅行地では一切伝えてはならない。

ウ：旅行地で速やかに旅行業者、手配代行者又は旅行サービス提供者へ申し出る。

エ：必ず警察だけに申し出る。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「旅行終了後10年経過するまで申し出てはならない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第30条第3項」の正しい取扱いは「旅行地で速やかに旅行業者、手配代行者又は旅行サービス提供者へ申し出る。」であり一致しない。

イ：この肢は「旅行地では一切伝えてはならない。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第30条第3項」の正しい取扱いは「旅行地で速やかに旅行業者、手配代行者又は旅行サービス提供者へ申し出る。」であり一致しない。

ウ：標準旅行業約款「募集型 第30条第3項」では、旅行地で速やかに旅行業者、手配代行者又は旅行サービス提供者へ申し出る。。

エ：この肢は「必ず警察だけに申し出る。」としているが、標準旅行業約款「募集型 第30条第3項」の正しい取扱いは「旅行地で速やかに旅行業者、手配代行者又は旅行サービス提供者へ申し出る。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「募集型 第30条第3項」では、旅行地で速やかに旅行業者、手配代行者又は旅行サービス提供者へ申し出る。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q073

2-3 受注型・手配・その他契約 > 受注型企画旅行 | 難易度：基礎

受注型企画旅行の定義として正しいものはどれか。

ア：旅行者からの依頼により、目的地・日程、運送又は宿泊サービスの内容、旅行代金額を定めた旅行計画を作成し、これにより実施する旅行。

イ：旅行者募集のため旅行業者があらかじめ計画する旅行だけをいう。

ウ：旅行者が自らすべて手配し旅行業者が一切関与しない旅行をいう。

エ：宿泊施設を無償で紹介する行為だけをいう。

答え・解説

正答：ア

ア：標準旅行業約款「受注型 第2条第1項」では、旅行者からの依頼により、目的地・日程、運送又は宿泊サービスの内容、旅行代金額を定めた旅行計画を作成し、これにより実施する旅行。

イ：この肢は「旅行者募集のため旅行業者があらかじめ計画する旅行だけをいう。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第2条第1項」の正しい取扱い「旅行者からの依頼により、目的地・日程、運送又は宿泊サービスの内容、旅行代金額を定めた旅行計画を作成し、これにより実施する旅行。」であり一致しない。

ウ：この肢は「旅行者が自らすべて手配し旅行業者が一切関与しない旅行をいう。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第2条第1項」の正しい取扱い「旅行者からの依頼により、目的地・日程、運送又は宿泊サービスの内容、旅行代金額を定めた旅行計画を作成し、これにより実施する旅行。」であり一致しない。

エ：この肢は「宿泊施設を無償で紹介する行為だけをいう。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第2条第1項」の正しい取扱い「旅行者からの依頼により、目的地・日程、運送又は宿泊サービスの内容、旅行代金額を定めた旅行計画を作成し、これにより実施する旅行。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「受注型 第2条第1項」では、旅行者からの依頼により、目的地・日程、運送又は宿泊サービスの内容、旅行代金額を定めた旅行計画を作成し、これにより実施する旅行。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q074

2-3 受注型・手配・その他契約 > 受注型企画旅行 | 難易度：標準

旅行者から受注型企画旅行の企画依頼があった場合の旅行業者の対応として正しいものはどれか。

ア：企画書面の交付は禁止されている。

イ：旅行業者の都合にかかわらず必ず即日交付しなければならない。

ウ：業務上の都合があるときを除き、依頼内容に沿った旅行日程・旅行サービス・旅行代金等を記載した企画書面を交付する。

エ：企画書面は旅行終了後にしか交付できない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「企画書面の交付は禁止されている。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第5条第1項」の正しい取扱い「業務上の都合があるときを除き、依頼内容に沿った旅行日程・旅行サービス・旅行代金等を記載した企画書面を交付する。」であり一致しない。

イ：この肢は「旅行業者の都合にかかわらず必ず即日交付しなければならない。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第5条第1項」の正しい取扱い「業務上の都合があるときを除き、依頼内容に沿った旅行日程・旅行サービス・旅行代金等を記載した企画書面を交付する。」であり一致しない。

ウ：標準旅行業約款「受注型 第5条第1項」では、業務上の都合があるときを除き、依頼内容に沿った旅行日程・旅行サービス・旅行代金等を記載した企画書面を交付する。。

エ：この肢は「企画書面は旅行終了後にしか交付できない。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第5条第1項」の正しい取扱い「業務上の都合があるときを除き、依頼内容に沿った旅行日程・旅行サービス・旅行代金等を記載した企画書面を交付する。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「受注型 第5条第1項」では、業務上の都合があるときを除き、依頼内容に沿った旅行日程・旅行サービス・旅行代金等を記載した企画書面を交付する。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q075

2-3 受注型・手配・その他契約 > 受注型企画旅行 | 難易度：基礎
受注型企画旅行の企画書面における企画料金について正しいものはどれか。
ア：企画料金の明示は禁止されている。
イ：旅行代金の内訳として企画料金の金額を明示することがある。
ウ：企画料金は旅行者だけが決める。
エ：企画料金は必ず旅行代金と無関係の第三者へ支払う。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「企画料金の明示は禁止されている。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第5条第2項」の正しい取扱いは「旅行代金の内訳として企画料金の金額を明示することがある。」であり一致しない。
イ：標準旅行業約款「受注型 第5条第2項」では、旅行代金の内訳として企画料金の金額を明示することがある。
ウ：この肢は「企画料金は旅行者だけが決める。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第5条第2項」の正しい取扱いは「旅行代金の内訳として企画料金の金額を明示することがある。」であり一致しない。
エ：この肢は「企画料金は必ず旅行代金と無関係の第三者へ支払う。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第5条第2項」の正しい取扱いは「旅行代金の内訳として企画料金の金額を明示することがある。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「受注型 第5条第2項」では、旅行代金の内訳として企画料金の金額を明示することがある。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q076

2-3 受注型・手配・その他契約 > 受注型企画旅行 | 難易度：基礎
企画書面に記載された企画内容について受注型企画旅行契約を申し込む通常の手続として正しいものはどれか。
ア：企画書面を受け取っただけで必ず契約が成立する。
イ：申込書は旅行終了後に提出する。
ウ：申込金を受け取ることは禁止されている。
エ：所定事項を記入した申込書を、旅行業者が定める申込金とともに提出する。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「企画書面を受け取っただけで必ず契約が成立する。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第6条第1項」の正しい取扱い「所定事項を記入した申込書を、旅行業者が定める申込金とともに提出する。」であり一致しない。
イ：この肢は「申込書は旅行終了後に提出する。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第6条第1項」の正しい取扱い「所定事項を記入した申込書を、旅行業者が定める申込金とともに提出する。」であり一致しない。
ウ：この肢は「申込金を受け取ることは禁止されている。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第6条第1項」の正しい取扱い「所定事項を記入した申込書を、旅行業者が定める申込金とともに提出する。」であり一致しない。
エ：標準旅行業約款「受注型 第6条第1項」では、所定事項を記入した申込書を、旅行業者が定める申込金とともに提出する。。
総合解説：標準旅行業約款「受注型 第6条第1項」では、所定事項を記入した申込書を、旅行業者が定める申込金とともに提出する。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q077

2-3 受注型・手配・その他契約 > 受注型企画旅行 | 難易度：基礎

受注型企画旅行で通常方式の申込みが行われた。契約が成立するタイミングはどれか。

ア：旅行者が企画依頼をした時。

イ：旅行業者が契約締結を承諾し、申込金を受理した時。

ウ：企画書面を読んだ時。

エ：旅行終了後。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「旅行者が企画依頼をした時。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第8条第1項」の正しい取扱いは「旅行業者が契約締結を承諾し、申込金を受理した時。」であり一致しない。

イ：標準旅行業約款「受注型 第8条第1項」では、旅行業者が契約締結を承諾し、申込金を受理した時。。

ウ：この肢は「企画書面を読んだ時。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第8条第1項」の正しい取扱いは「旅行業者が契約締結を承諾し、申込金を受理した時。」であり一致しない。

エ：この肢は「旅行終了後。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第8条第1項」の正しい取扱いは「旅行業者が契約締結を承諾し、申込金を受理した時。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「受注型 第8条第1項」では、旅行業者が契約締結を承諾し、申込金を受理した時。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q078

2-3 受注型・手配・その他契約 > 受注型企画旅行 | 難易度：標準

企画書面で企画料金を明示した場合、受注型企画旅行の契約書面について正しいものはどれか。

ア：契約書面にもその企画料金の金額を明示する。

イ：契約書面には企画料金を記載してはならない。

ウ：旅行終了後に口頭だけで通知する。

エ：企画書面に明示しても契約書面では必ず削除する。

答え・解説

正答：ア

ア：標準旅行業約款「受注型 第9条第2項」では、契約書面にもその企画料金の金額を明示する。。

イ：この肢は「契約書面には企画料金を記載してはならない。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第9条第2項」の正しい取扱いは「契約書面にもその企画料金の金額を明示する。」であり一致しない。

ウ：この肢は「旅行終了後に口頭だけで通知する。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第9条第2項」の正しい取扱いは「契約書面にもその企画料金の金額を明示する。」であり一致しない。

エ：この肢は「企画書面に明示しても契約書面では必ず削除する。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第9条第2項」の正しい取扱いは「契約書面にもその企画料金の金額を明示する。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「受注型 第9条第2項」では、契約書面にもその企画料金の金額を明示する。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q079

2-3 受注型・手配・その他契約 > 受注型企画旅行 | 難易度：標準
受注型企画旅行で旅行者が契約内容の変更を求めた場合の取扱いとして正しいものはどれか。
ア：旅行者は変更を一切求められない。
イ：旅行業者はどのような変更要求にも無条件で必ず応じる。
ウ：変更要求は旅行終了後にだけ可能である。
エ：旅行者は変更を求めることができ、旅行業者は可能な限りその求めに応じる。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「旅行者は変更を一切求められない。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第13条第1項」の正しい取扱いは「旅行者は変更を求めることができ、旅行業者は可能な限りその求めに応じる。」であり一致しない。
イ：この肢は「旅行業者はどのような変更要求にも無条件で必ず応じる。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第13条第1項」の正しい取扱いは「旅行者は変更を求めることができ、旅行業者は可能な限りその求めに応じる。」であり一致しない。
ウ：この肢は「変更要求は旅行終了後にだけ可能である。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第13条第1項」の正しい取扱いは「旅行者は変更を求めることができ、旅行業者は可能な限りその求めに応じる。」であり一致しない。
エ：標準旅行業約款「受注型 第13条第1項」では、旅行者は変更を求めることができ、旅行業者は可能な限りその求めに応じる。
総合解説：標準旅行業約款「受注型 第13条第1項」では、旅行者は変更を求めることができ、旅行業者は可能な限りその求めに応じる。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q080

2-3 受注型・手配・その他契約 > 受注型企画旅行 | 難易度：応用
受注型企画旅行で、契約書面に企画料金の金額を明示している場合の取消料について正しいものはどれか。
ア：早期解除なら企画料金を明示していても取消料は必ず0円である。
イ：企画料金は解除時に必ず全額返金される。
ウ：通常の取消料発生日より前の任意解除でも、企画料金相当額が取消料となることがある。
エ：企画料金相当額を取消料とすることは禁止されている。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「早期解除なら企画料金を明示していても取消料は必ず0円である。」としているが、標準旅行業約款「受注型 別表第一」の正しい取扱いは「通常の取消料発生日より前の任意解除でも、企画料金相当額が取消料となることがある。」であり一致しない。
イ：この肢は「企画料金は解除時に必ず全額返金される。」としているが、標準旅行業約款「受注型 別表第一」の正しい取扱いは「通常の取消料発生日より前の任意解除でも、企画料金相当額が取消料となることがある。」であり一致しない。
ウ：標準旅行業約款「受注型 別表第一」では、通常の取消料発生日より前の任意解除でも、企画料金相当額が取消料となることがある。
エ：この肢は「企画料金相当額を取消料とすることは禁止されている。」としているが、標準旅行業約款「受注型 別表第一」の正しい取扱いは「通常の取消料発生日より前の任意解除でも、企画料金相当額が取消料となることがある。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「受注型 別表第一」では、通常の取消料発生日より前の任意解除でも、企画料金相当額が取消料となることがある。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q081

2-3 受注型・手配・その他契約 > 受注型企画旅行 | 難易度：標準

受注型企画旅行で契約責任者と契約を締結する場合、申込金について正しいものはどれか。

ア：旅行業者は申込金の支払いを受けることなく契約締結を承諾することがある。

イ：申込金なしの契約成立は絶対にできない。

ウ：契約責任者制度は受注型企画旅行には存在しない。

エ：申込金なしの場合は旅行終了後まで契約は成立しない。

答え・解説

正答：ア

ア：標準旅行業約款「受注型 第22条」では、旅行業者は申込金の支払いを受けることなく契約締結を承諾することがある。。

イ：この肢は「申込金なしの契約成立は絶対にできない。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第22条」の正しい取扱いは「旅行業者は申込金の支払いを受けることなく契約締結を承諾することがある。」であり一致しない。

ウ：この肢は「契約責任者制度は受注型企画旅行には存在しない。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第22条」の正しい取扱いは「旅行業者は申込金の支払いを受けることなく契約締結を承諾することがある。」であり一致しない。

エ：この肢は「申込金なしの場合は旅行終了後まで契約は成立しない。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第22条」の正しい取扱いは「旅行業者は申込金の支払いを受けることなく契約締結を承諾することがある。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「受注型 第22条」では、旅行業者は申込金の支払いを受けることなく契約締結を承諾することがある。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q082

2-3 受注型・手配・その他契約 > 受注型企画旅行 | 難易度：標準

受注型企画旅行で、契約書面に確定した旅行日程や宿泊機関等を記載できない場合の取扱いとして正しいものはどれか。

ア：受注型企画旅行には確定書面の制度がない。

イ：架空の確定情報を契約書面に記載する。

ウ：予定機関等を限定して示し、所定期限までに確定書面を交付する。

エ：確定書面は旅行終了後の領収書を意味する。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「受注型企画旅行には確定書面の制度がない。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第10条」の正しい取扱いは「予定機関等を限定して示し、所定期限までに確定書面を交付する。」であり一致しない。

イ：この肢は「架空の確定情報を契約書面に記載する。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第10条」の正しい取扱いは「予定機関等を限定して示し、所定期限までに確定書面を交付する。」であり一致しない。

ウ：標準旅行業約款「受注型 第10条」では、予定機関等を限定して示し、所定期限までに確定書面を交付する。。

エ：この肢は「確定書面は旅行終了後の領収書を意味する。」としているが、標準旅行業約款「受注型 第10条」の正しい取扱いは「予定機関等を限定して示し、所定期限までに確定書面を交付する。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「受注型 第10条」では、予定機関等を限定して示し、所定期限までに確定書面を交付する。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q083

2-3 受注型・手配・その他契約 > 手配旅行 | 難易度：基礎

手配旅行契約の定義として正しいものはどれか。

ア：旅行業者が必ず旅行計画を企画し旅程管理する契約だけをいう。

イ：旅行業者が旅行者の委託により、代理・媒介・取次ぎ等を通じて旅行サービスを受けられるよう手配することを引き受ける契約。

ウ：旅行者が自分で予約し旅行業者が一切関与しない契約をいう。

エ：旅行業者が無償でパンフレットを配る行為だけをいう。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「旅行業者が必ず旅行計画を企画し旅程管理する契約だけをいう。」としているが、標準旅行業約款「手配 第2条第1項」の正しい取扱いは「旅行業者が旅行者の委託により、代理・媒介・取次ぎ等を通じて旅行サービスを受けられるよう手配することを引き受ける契約。」であり一致しない。

イ：標準旅行業約款「手配 第2条第1項」では、旅行業者が旅行者の委託により、代理・媒介・取次ぎ等を通じて旅行サービスを受けられるよう手配することを引き受ける契約。。

ウ：この肢は「旅行者が自分で予約し旅行業者が一切関与しない契約をいう。」としているが、標準旅行業約款「手配 第2条第1項」の正しい取扱いは「旅行業者が旅行者の委託により、代理・媒介・取次ぎ等を通じて旅行サービスを受けられるよう手配することを引き受ける契約。」であり一致しない。

エ：この肢は「旅行業者が無償でパンフレットを配る行為だけをいう。」としているが、標準旅行業約款「手配 第2条第1項」の正しい取扱いは「旅行業者が旅行者の委託により、代理・媒介・取次ぎ等を通じて旅行サービスを受けられるよう手配することを引き受ける契約。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「手配 第2条第1項」では、旅行業者が旅行者の委託により、代理・媒介・取次ぎ等を通じて旅行サービスを受けられるよう手配することを引き受ける契約。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q084

2-3 受注型・手配・その他契約 > 手配旅行 | 難易度：応用

旅行業者が善良な管理者の注意をもって旅行サービスを手配したが、満員のため提供契約を締結できなかった。この場合の手配旅行契約上の取扱いとして正しいものはどれか。

ア：満員なら旅行業者はどれほど適切に手配しても必ず債務不履行となる。

イ：サービス契約が成立するまで旅行業者の債務は永久に終了しない。

ウ：手配旅行では取扱料金を収受できない。

エ：旅行業者がその義務を果たしていれば手配債務の履行は終了し、所定の取扱料金を受けることがある。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「満員なら旅行業者はどれほど適切に手配しても必ず債務不履行となる。」としているが、標準旅行業約款「手配 第3条」の正しい取扱いは「旅行業者がその義務を果たしていれば手配債務の履行は終了し、所定の取扱料金を受けることがある。」であり一致しない。

イ：この肢は「サービス契約が成立するまで旅行業者の債務は永久に終了しない。」としているが、標準旅行業約款「手配 第3条」の正しい取扱いは「旅行業者がその義務を果たしていれば手配債務の履行は終了し、所定の取扱料金を受けることがある。」であり一致しない。

ウ：この肢は「手配旅行では取扱料金を収受できない。」としているが、標準旅行業約款「手配 第3条」の正しい取扱いは「旅行業者がその義務を果たしていれば手配債務の履行は終了し、所定の取扱料金を受けることがある。」であり一致しない。

エ：標準旅行業約款「手配 第3条」では、旅行業者がその義務を果たしていれば手配債務の履行は終了し、所定の取扱料金を受けることがある。。

総合解説：標準旅行業約款「手配 第3条」では、旅行業者がその義務を果たしていれば手配債務の履行は終了し、所定の取扱料金を受けることがある。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q085

2-3 受注型・手配・その他契約 > 手配旅行 | 難易度：基礎

手配旅行を通信契約で申し込む場合、申込書・申込金による通常申込みに代えて旅行者へ伝えるべき内容として正しいものはどれか。

ア：旅行者の全株主名簿。
イ：会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容。
ウ：旅行先の天気予報だけ。
エ：会員番号等の通知は禁止されている。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「旅行者の全株主名簿。」としているが、標準旅行業約款「手配 第5条第2項」の正しい取扱いは「会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容。」であり一致しない。
イ：標準旅行業約款「手配 第5条第2項」では、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容。。
ウ：この肢は「旅行先の天気予報だけ。」としているが、標準旅行業約款「手配 第5条第2項」の正しい取扱いは「会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容。」であり一致しない。
エ：この肢は「会員番号等の通知は禁止されている。」としているが、標準旅行業約款「手配 第5条第2項」の正しい取扱い「会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「手配 第5条第2項」では、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q086

2-3 受注型・手配・その他契約 > 手配旅行 | 難易度：標準

手配旅行契約について申込金を受けずに契約を成立させる特則として正しいものはどれか。

ア：書面による特約があれば、申込金を受けず旅行者の契約締結の承諾だけで成立させることがある。
イ：申込金なしの契約成立はどのような場合も禁止されている。
ウ：口頭の特約だけで成立時期を明らかにする必要もない。
エ：申込金なしの場合は旅行終了後まで成立しない。

答え・解説

正答：ア

ア：標準旅行業約款「手配 第8条」では、書面による特約があれば、申込金を受けず旅行者の契約締結の承諾だけで成立させることがある。。
イ：この肢は「申込金なしの契約成立はどのような場合も禁止されている。」としているが、標準旅行業約款「手配 第8条」の正しい取扱いは「書面による特約があれば、申込金を受けず旅行者の契約締結の承諾だけで成立させることがある。」であり一致しない。
ウ：この肢は「口頭の特約だけで成立時期を明らかにする必要もない。」としているが、標準旅行業約款「手配 第8条」の正しい取扱いは「書面による特約があれば、申込金を受けず旅行者の契約締結の承諾だけで成立させることがある。」であり一致しない。
エ：この肢は「申込金なしの場合は旅行終了後まで成立しない。」としているが、標準旅行業約款「手配 第8条」の正しい取扱いは「書面による特約があれば、申込金を受けず旅行者の契約締結の承諾だけで成立させることがある。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「手配 第8条」では、書面による特約があれば、申込金を受けず旅行者の契約締結の承諾だけで成立させることがある。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q087

2-3 受注型・手配・その他契約 > 手配旅行 | 難易度：標準

運送又は宿泊サービスの手配のみを目的とし、旅行代金と引換えに権利を表示した書面を交付する手配旅行契約について正しいものはどれか。

ア：口頭申込みは絶対に認められない。

イ：この特則は募集型企画旅行にだけ適用される。

ウ：契約は旅行終了後に成立する。

エ：口頭による申込みを受け付けることがあり、旅行業者が契約締結を承諾した時に成立する。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「口頭申込みは絶対に認められない。」としているが、標準旅行業約款「手配 第9条」の正しい取扱いは「口頭による申込みを受け付けることがあり、旅行業者が契約締結を承諾した時に成立する。」であり一致しない。

イ：この肢は「この特則は募集型企画旅行にだけ適用される。」としているが、標準旅行業約款「手配 第9条」の正しい取扱い「口頭による申込みを受け付けることがあり、旅行業者が契約締結を承諾した時に成立する。」であり一致しない。

ウ：この肢は「契約は旅行終了後に成立する。」としているが、標準旅行業約款「手配 第9条」の正しい取扱い「口頭による申込みを受け付けることがあり、旅行業者が契約締結を承諾した時に成立する。」であり一致しない。

エ：標準旅行業約款「手配 第9条」では、口頭による申込みを受け付けることがあり、旅行業者が契約締結を承諾した時に成立する。。

総合解説：標準旅行業約款「手配 第9条」では、口頭による申込みを受け付けることがあり、旅行業者が契約締結を承諾した時に成立する。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q088

2-3 受注型・手配・その他契約 > 手配旅行 | 難易度：応用

旅行者の求めで手配旅行の内容を変更する場合の費用負担について正しいものはどれか。

ア：変更費用はすべて旅行業者が無条件で負担する。

イ：変更手続料金の収受は禁止されている。

ウ：旅行者は変更に伴う取消料等と所定の変更手続料金を負担し、旅行代金の増減も旅行者に帰属する。

エ：旅行代金下がっても旅行者には一切反映されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「変更費用はすべて旅行業者が無条件で負担する。」としているが、標準旅行業約款「手配 第12条第2項」の正しい取扱いは「旅行者は変更に伴う取消料等と所定の変更手続料金を負担し、旅行代金の増減も旅行者に帰属する。」であり一致しない。

イ：この肢は「変更手続料金の収受は禁止されている。」としているが、標準旅行業約款「手配 第12条第2項」の正しい取扱いは「旅行者は変更に伴う取消料等と所定の変更手続料金を負担し、旅行代金の増減も旅行者に帰属する。」であり一致しない。

ウ：標準旅行業約款「手配 第12条第2項」では、旅行者は変更に伴う取消料等と所定の変更手続料金を負担し、旅行代金の増減も旅行者に帰属する。。

エ：この肢は「旅行代金下がっても旅行者には一切反映されない。」としているが、標準旅行業約款「手配 第12条第2項」の正しい取扱いは「旅行者は変更に伴う取消料等と所定の変更手続料金を負担し、旅行代金の増減も旅行者に帰属する。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「手配 第12条第2項」では、旅行者は変更に伴う取消料等と所定の変更手続料金を負担し、旅行代金の増減も旅行者に帰属する。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q089

2-3 受注型・手配・その他契約 > 手配旅行 | 難易度：応用
旅行者による手配旅行契約の任意解除について正しいものはどれか。

- ア：旅行者はいつでも全部又は一部を解除できるが、既提供サービス代金や取消料等に加え、取消手続料金と旅行者が得るはずであった取扱料金を支払うことがある。
- イ：旅行者は手配旅行契約を一切解除できない。
- ウ：解除すればすべての費用を旅行業者が負担する。
- エ：任意解除時に取消手続料金や取扱料金を請求することは禁止されている。

答え・解説

正答：ア

ア：標準旅行業約款「手配 第13条」では、旅行者はいつでも全部又は一部を解除できるが、既提供サービス代金や取消料等に加え、取消手続料金と旅行者が得るはずであった取扱料金を支払うことがある。。
イ：この肢は「旅行者は手配旅行契約を一切解除できない。」としているが、標準旅行業約款「手配 第13条」の正しい取扱いは「旅行者はいつでも全部又は一部を解除できるが、既提供サービス代金や取消料等に加え、取消手続料金と旅行者が得るはずであった取扱料金を支払うことがある。」であり一致しない。
ウ：この肢は「解除すればすべての費用を旅行業者が負担する。」としているが、標準旅行業約款「手配 第13条」の正しい取扱いは「旅行者はいつでも全部又は一部を解除できるが、既提供サービス代金や取消料等に加え、取消手続料金と旅行者が得るはずであった取扱料金を支払うことがある。」であり一致しない。
エ：この肢は「任意解除時に取消手続料金や取扱料金を請求することは禁止されている。」としているが、標準旅行業約款「手配 第13条」の正しい取扱いは「旅行者はいつでも全部又は一部を解除できるが、既提供サービス代金や取消料等に加え、取消手続料金と旅行者が得るはずであった取扱料金を支払うことがある。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「手配 第13条」では、旅行者はいつでも全部又は一部を解除できるが、既提供サービス代金や取消料等に加え、取消手続料金と旅行者が得るはずであった取扱料金を支払うことがある。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q090

2-3 受注型・手配・その他契約 > 手配旅行 | 難易度：標準
手配旅行終了後、精算旅行代金と既に収受した旅行代金が一致しない場合の精算として正しいものはどれか。
ア：差額があっても一切精算しない。
イ：精算旅行代金が多いと旅行業者が旅行者へ差額を支払う。
ウ：精算旅行代金が多ければ旅行者が差額を支払い、少なければ旅行業者が差額を払い戻す。
エ：精算旅行代金が少ないと旅行者が追加で支払う。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「差額があっても一切精算しない。」としているが、標準旅行業約款「手配 第17条」の正しい取扱いは「精算旅行代金が多ければ旅行者が差額を支払い、少なければ旅行業者が差額を払い戻す。」であり一致しない。
イ：この肢は「精算旅行代金が多いと旅行業者が旅行者へ差額を支払う。」としているが、標準旅行業約款「手配 第17条」の正しい取扱いは「精算旅行代金が多ければ旅行者が差額を支払い、少なければ旅行業者が差額を払い戻す。」であり一致しない。
ウ：標準旅行業約款「手配 第17条」では、精算旅行代金が多ければ旅行者が差額を支払い、少なければ旅行業者が差額を払い戻す。。
エ：この肢は「精算旅行代金が少ないと旅行者が追加で支払う。」としているが、標準旅行業約款「手配 第17条」の正しい取扱いは「精算旅行代金が多ければ旅行者が差額を支払い、少なければ旅行業者が差額を払い戻す。」であり一致しない。
総合解説：標準旅行業約款「手配 第17条」では、精算旅行代金が多ければ旅行者が差額を支払い、少なければ旅行業者が差額を払い戻す。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q091

2-3 受注型・手配・その他契約 > 渡航手続代行・旅行相談 | 難易度：標準
渡航手続代行契約を締結する旅行者の範囲について正しいものはどれか。

ア：旅行契約と無関係な世界中のすべての者と必ず締結しなければならない。

イ：当該旅行者と募集型・受注型・手配旅行契約を締結した旅行者等、約款所定の旅行者が対象となる。

ウ：旅行者の従業員だけが対象となる。

エ：日本国籍を持たない者とは絶対に締結できない。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「旅行契約と無関係な世界中のすべての者と必ず締結しなければならない。」としているが、標準旅行業約款「渡航手続代行 第2条」の正しい取扱いは「当該旅行者と募集型・受注型・手配旅行契約を締結した旅行者等、約款所定の旅行者が対象となる。」であり一致しない。

イ：標準旅行業約款「渡航手続代行 第2条」では、当該旅行者と募集型・受注型・手配旅行契約を締結した旅行者等、約款所定の旅行者が対象となる。。

ウ：この肢は「旅行者の従業員だけが対象となる。」としているが、標準旅行業約款「渡航手続代行 第2条」の正しい取扱いは「当該旅行者と募集型・受注型・手配旅行契約を締結した旅行者等、約款所定の旅行者が対象となる。」であり一致しない。

エ：この肢は「日本国籍を持たない者とは絶対に締結できない。」としているが、標準旅行業約款「渡航手続代行 第2条」の正しい取扱いは「当該旅行者と募集型・受注型・手配旅行契約を締結した旅行者等、約款所定の旅行者が対象となる。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「渡航手続代行 第2条」では、当該旅行者と募集型・受注型・手配旅行契約を締結した旅行者等、約款所定の旅行者が対象となる。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q092

2-3 受注型・手配・その他契約 > 渡航手続代行・旅行相談 | 難易度：基礎
渡航手続代行契約で旅行者が引き受ける業務として正しいものはどれか。

ア：旅行者の代わりに刑事裁判を行うこと。

イ：旅行者の勤務先の人事評価を行うこと。

ウ：海外旅行保険金を必ず支払うこと。

エ：旅券・査証・再入国許可・各種証明書の取得に関する手続や、出入国手続書類の作成など。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「旅行者の代わりに刑事裁判を行うこと。」としているが、標準旅行業約款「渡航手続代行 第3条」の正しい取扱い「旅券・査証・再入国許可・各種証明書の取得に関する手続や、出入国手続書類の作成など。」であり一致しない。

イ：この肢は「旅行者の勤務先の人事評価を行うこと。」としているが、標準旅行業約款「渡航手続代行 第3条」の正しい取扱い「旅券・査証・再入国許可・各種証明書の取得に関する手続や、出入国手続書類の作成など。」であり一致しない。

ウ：この肢は「海外旅行保険金を必ず支払うこと。」としているが、標準旅行業約款「渡航手続代行 第3条」の正しい取扱い「旅券・査証・再入国許可・各種証明書の取得に関する手続や、出入国手続書類の作成など。」であり一致しない。

エ：標準旅行業約款「渡航手続代行 第3条」では、旅券・査証・再入国許可・各種証明書の取得に関する手続や、出入国手続書類の作成など。。

総合解説：標準旅行業約款「渡航手続代行 第3条」では、旅券・査証・再入国許可・各種証明書の取得に関する手続や、出入国手続書類の作成など。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q093

2-3 受注型・手配・その他契約 > 渡航手続代行・旅行相談 | 難易度：基礎
渡航手続代行契約の成立について正しいものはどれか。

- ア：申込書を見ただけで旅行者の意思にかかわらず自動成立する。
- イ：通常は旅行業者が契約締結を承諾し申込書を受理した時に成立し、通信手段による申込みを受ける場合は旅行業者が承諾した時に成立する。
- ウ：旅行終了後でなければ成立しない。
- エ：通信手段による申込みは一切認められない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この肢は「申込書を見ただけで旅行者の意思にかかわらず自動成立する。」としているが、標準旅行業約款「渡航手続代行 第4条」の正しい取扱いは「通常は旅行業者が契約締結を承諾し申込書を受理した時に成立し、通信手段による申込みを受ける場合は旅行業者が承諾した時に成立する。」であり一致しない。
- イ：標準旅行業約款「渡航手続代行 第4条」では、通常は旅行業者が契約締結を承諾し申込書を受理した時に成立し、通信手段による申込みを受ける場合は旅行業者が承諾した時に成立する。。
- ウ：この肢は「旅行終了後でなければ成立しない。」としているが、標準旅行業約款「渡航手続代行 第4条」の正しい取扱いは「通常は旅行業者が契約締結を承諾し申込書を受理した時に成立し、通信手段による申込みを受ける場合は旅行業者が承諾した時に成立する。」であり一致しない。
- エ：この肢は「通信手段による申込みは一切認められない。」としているが、標準旅行業約款「渡航手続代行 第4条」の正しい取扱い「通常は旅行業者が契約締結を承諾し申込書を受理した時に成立し、通信手段による申込みを受ける場合は旅行業者が承諾した時に成立する。」であり一致しない。
- 総合解説：標準旅行業約款「渡航手続代行 第4条」では、通常は旅行業者が契約締結を承諾し申込書を受理した時に成立し、通信手段による申込みを受ける場合は旅行業者が承諾した時に成立する。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q094

- 2-3 受注型・手配・その他契約 > 渡航手続代行・旅行相談 | 難易度：応用
渡航手続代行契約による旅券・査証等の取得について正しいものはどれか。
- ア：旅行業者は、実際に旅券等を取得できることや関係国への出入国が許可されることまで保証するものではない。
- イ：契約を結べば査証取得は100%保証される。
- ウ：旅行業者は外国政府に入国許可を命じる権限を持つ。
- エ：旅券が発給されなければ理由を問わず旅行業者が無限責任を負う。

答え・解説

正答：ア

- ア：標準旅行業約款「渡航手続代行 第8条第2項」では、旅行業者は、実際に旅券等を取得できることや関係国への出入国が許可されることまで保証するものではない。。
- イ：この肢は「契約を結べば査証取得は100%保証される。」としているが、標準旅行業約款「渡航手続代行 第8条第2項」の正しい取扱い「旅行業者は、実際に旅券等を取得できることや関係国への出入国が許可されることまで保証するものではない。」であり一致しない。
- ウ：この肢は「旅行業者は外国政府に入国許可を命じる権限を持つ。」としているが、標準旅行業約款「渡航手続代行 第8条第2項」の正しい取扱い「旅行業者は、実際に旅券等を取得できることや関係国への出入国が許可されることまで保証するものではない。」であり一致しない。
- エ：この肢は「旅券が発給されなければ理由を問わず旅行業者が無限責任を負う。」としているが、標準旅行業約款「渡航手続代行 第8条第2項」の正しい取扱い「旅行業者は、実際に旅券等を取得できることや関係国への出入国が許可されることまで保証するものではない。」であり一致しない。
- 総合解説：標準旅行業約款「渡航手続代行 第8条第2項」では、旅行業者は、実際に旅券等を取得できることや関係国への出入国が許可されることまで保証するものではない。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q095

2-3 受注型・手配・その他契約 > 渡航手続代行・旅行相談 | 難易度：基礎
旅行相談契約で旅行業者が引き受ける業務として正しいものはどれか。

- ア：旅券を国に代わって発給することだけ。
- イ：航空会社の運賃を強制的に決定すること。
- ウ：旅行者の銀行口座を管理すること。

エ：旅行計画作成の助言、旅行計画の作成、必要経費の見積り、旅行地や運送・宿泊機関等の情報提供など。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「旅券を国に代わって発給することだけ。」としているが、標準旅行業約款「旅行相談 第2条」の正しい取扱いは「旅行計画作成の助言、旅行計画の作成、必要経費の見積り、旅行地や運送・宿泊機関等の情報提供など。」であり一致しない。

イ：この肢は「航空会社の運賃を強制的に決定すること。」としているが、標準旅行業約款「旅行相談 第2条」の正しい取扱いは「旅行計画作成の助言、旅行計画の作成、必要経費の見積り、旅行地や運送・宿泊機関等の情報提供など。」であり一致しない。

ウ：この肢は「旅行者の銀行口座を管理すること。」としているが、標準旅行業約款「旅行相談 第2条」の正しい取扱いは「旅行計画作成の助言、旅行計画の作成、必要経費の見積り、旅行地や運送・宿泊機関等の情報提供など。」であり一致しない。

エ：標準旅行業約款「旅行相談 第2条」では、旅行計画作成の助言、旅行計画の作成、必要経費の見積り、旅行地や運送・宿泊機関等の情報提供など。。

総合解説：標準旅行業約款「旅行相談 第2条」では、旅行計画作成の助言、旅行計画の作成、必要経費の見積り、旅行地や運送・宿泊機関等の情報提供など。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q096

2-3 受注型・手配・その他契約 > 渡航手続代行・旅行相談 | 難易度：標準
旅行相談契約で旅行業者が作成した旅行計画に記載した運送・宿泊機関等について、正しいものはどれか。

- ア：計画に記載すれば満員でも必ず予約できることを保証する。
- イ：相談契約では情報提供をしてはならない。
- ウ：実際に手配が可能であることまで保証するものではない。
- エ：満員で手配できなければ旅行業者に必ず故意があったものと扱われる。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「計画に記載すれば満員でも必ず予約できることを保証する。」としているが、標準旅行業約款「旅行相談 第6条第2項」の正しい取扱いは「実際に手配が可能であることまで保証するものではない。」であり一致しない。

イ：この肢は「相談契約では情報提供をしてはならない。」としているが、標準旅行業約款「旅行相談 第6条第2項」の正しい取扱いは「実際に手配が可能であることまで保証するものではない。」であり一致しない。

ウ：標準旅行業約款「旅行相談 第6条第2項」では、実際に手配が可能であることまで保証するものではない。。

エ：この肢は「満員で手配できなければ旅行業者に必ず故意があったものと扱われる。」としているが、標準旅行業約款「旅行相談 第6条第2項」の正しい取扱いは「実際に手配が可能であることまで保証するものではない。」であり一致しない。

総合解説：標準旅行業約款「旅行相談 第6条第2項」では、実際に手配が可能であることまで保証するものではない。。試験では、成立時期・期限・費用負担・例外条件を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q097

2-4 特別補償・旅程保証 > 特別補償（傷害・死亡・入通院） | 難易度：基礎

企画旅行参加中の事故について、標準旅行業約款の特別補償に関する説明として正しいものはどれか。

ア：旅行者に損害賠償責任が生じるか否かを問わず、特別補償規程の要件を満たせば補償金等が支払われる。

イ：旅行者に故意がある場合に限って特別補償が行われる。

ウ：旅行者に過失がない場合は特別補償規程は一切適用されない。

エ：旅行者が任意の旅行保険に加入している場合だけ特別補償が適用される。

答え・解説

正答：ア

ア：募集型企画旅行契約の部第28条は、旅行者の責任の有無を問わず、特別補償規程に従い一定の損害を補償すると定める。

イ：この肢は「旅行者に故意がある場合に限って特別補償が行われる。」としているが、募集型企画旅行契約の部第28条は、旅行者の責任の有無を問わず、特別補償規程に従い一定の損害を補償すると定める。

ウ：この肢は「旅行者に過失がない場合は特別補償規程は一切適用されない。」としているが、募集型企画旅行契約の部第28条は、旅行者の責任の有無を問わず、特別補償規程に従い一定の損害を補償すると定める。

エ：この肢は「旅行者が任意の旅行保険に加入している場合だけ特別補償が適用される。」としているが、募集型企画旅行契約の部第28条は、旅行者の責任の有無を問わず、特別補償規程に従い一定の損害を補償すると定める。

総合解説：募集型企画旅行契約の部第28条は、旅行者の責任の有無を問わず、特別補償規程に従い一定の損害を補償すると定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q098

2-4 特別補償・旅程保証 > 特別補償（傷害・死亡・入通院） | 難易度：標準

添乗員等による受付がない企画旅行で、最初の旅行サービスが航空機である。特別補償規程上、原則として「企画旅行参加中」が始まる時点はどれか。

ア：航空券を購入した時。

イ：乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物検査等が完了した時。

ウ：旅行者が自宅を出発した時。

エ：航空機が目的地に着陸した時。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「航空券を購入した時。」としているが、特別補償規程第2条第3項は、受付がない場合で最初のサービスが航空機なら、乗客のみが入場できる飛行場構内での手荷物検査等の完了時を開始時点とする。

イ：特別補償規程第2条第3項は、受付がない場合で最初のサービスが航空機なら、乗客のみが入場できる飛行場構内での手荷物検査等の完了時を開始時点とする。

ウ：この肢は「旅行者が自宅を出発した時。」としているが、特別補償規程第2条第3項は、受付がない場合で最初のサービスが航空機なら、乗客のみが入場できる飛行場構内での手荷物検査等の完了時を開始時点とする。

エ：この肢は「航空機が目的地に着陸した時。」としているが、特別補償規程第2条第3項は、受付がない場合で最初のサービスが航空機なら、乗客のみが入場できる飛行場構内での手荷物検査等の完了時を開始時点とする。

総合解説：特別補償規程第2条第3項は、受付がない場合で最初のサービスが航空機なら、乗客のみが入場できる飛行場構内での手荷物検査等の完了時を開始時点とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q099

2-4 特別補償・旅程保証 > 特別補償（傷害・死亡・入通院） | 難易度：基礎
特別補償規程の死亡補償金について正しいものはどれか。

ア：海外・国内とも死亡補償金は一律100万円である。

イ：死亡時期は事故の日から30日以内に限られる。

ウ：事故による傷害の直接の結果として180日以内に死亡した場合、海外企画旅行は2,500万円、国内企画旅行は1,500万円が基準となる。

エ：死亡補償金は旅行者本人にだけ支払い、法定相続人には支払わない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「海外・国内とも死亡補償金は一律100万円である。」としているが、特別補償規程第6条は、事故の日から180日以内の死亡について海外2,500万円、国内1,500万円の死亡補償金を法定相続人に支払うと定める。

イ：この肢は「死亡時期は事故の日から30日以内に限られる。」としているが、特別補償規程第6条は、事故の日から180日以内の死亡について海外2,500万円、国内1,500万円の死亡補償金を法定相続人に支払うと定める。

ウ：特別補償規程第6条は、事故の日から180日以内の死亡について海外2,500万円、国内1,500万円の死亡補償金を法定相続人に支払うと定める。

エ：この肢は「死亡補償金は旅行者本人にだけ支払い、法定相続人には支払わない。」としているが、特別補償規程第6条は、事故の日から180日以内の死亡について海外2,500万円、国内1,500万円の死亡補償金を法定相続人に支払うと定める。

総合解説：特別補償規程第6条は、事故の日から180日以内の死亡について海外2,500万円、国内1,500万円の死亡補償金を法定相続人に支払うと定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q100

2-4 特別補償・旅程保証 > 特別補償（傷害・死亡・入通院） | 難易度：標準
国内企画旅行参加中の補償対象事故により、旅行者が6日間入院した。特別補償規程に基づく入院見舞金はいくらか。

ア：1万円。国内旅行の通院3日以上7日未満という短期通院区分を当てはめる。

イ：5万円。国内旅行の入院7日以上90日未満という中期入院区分を当てはめる。

ウ：10万円。国内旅行の入院90日以上180日未満という長期入院区分を当てはめる。

エ：2万円。国内旅行の入院7日未満という短期入院区分を当てはめる。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「1万円。国内旅行の通院3日以上7日未満の区分を誤って適用する。」としているが、国内旅行で入院日数7日未満の場合の入院見舞金は2万円である。

イ：この肢は「5万円。国内旅行の入院7日以上90日未満の区分を誤って適用する。」としているが、国内旅行で入院日数7日未満の場合の入院見舞金は2万円である。

ウ：この肢は「10万円。国内旅行の入院90日以上180日未満の区分を誤って適用する。」としているが、国内旅行で入院日数7日未満の場合の入院見舞金は2万円である。

エ：国内旅行で入院日数7日未満の場合の入院見舞金は2万円である。

総合解説：国内旅行で入院日数7日未満の場合の入院見舞金は2万円である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q101

2-4 特別補償・旅程保証 > 特別補償（傷害・死亡・入通院） | 難易度：標準

海外企画旅行参加中の補償対象事故による傷害で、平常生活に支障があり5日間通院した。特別補償規程上の通院見舞金はいくらか。

ア：2万円。海外旅行で通院3日以上7日未満の区分を適用する。

イ：1万円。国内旅行の同日数区分を誤って適用する。

ウ：5万円。海外旅行の通院7日以上90日未満の区分を誤って適用する。

エ：10万円。海外旅行の通院90日以上91日未満の区分を誤って適用する。

答え・解説

正答：ア

ア：海外旅行では、通院3日以上7日未満の傷害について通院見舞金2万円が定められている。

イ：この肢は「1万円。国内旅行の同日数区分を誤って適用する。」としているが、海外旅行では、通院3日以上7日未満の傷害について通院見舞金2万円が定められている。

ウ：この肢は「5万円。海外旅行の通院7日以上90日未満の区分を誤って適用する。」としているが、海外旅行では、通院3日以上7日未満の傷害について通院見舞金2万円が定められている。

エ：この肢は「10万円。海外旅行の通院90日以上91日未満の区分を誤って適用する。」としているが、海外旅行では、通院3日以上7日未満の傷害について通院見舞金2万円が定められている。

総合解説：海外旅行では、通院3日以上7日未満の傷害について通院見舞金2万円が定められている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q102

2-4 特別補償・旅程保証 > 特別補償（傷害・死亡・入通院） | 難易度：応用

同一の傷害について入院日数と通院日数がそれぞれ1日以上となった場合、特別補償規程上の見舞金の支払いとして正しいものはどれか。

ア：入院見舞金と通院見舞金を必ず単純合算して支払う。

イ：規程所定の方法で算出した入院見舞金と通院見舞金相当額を比較し、原則として金額の大きい方のみを支払う。

ウ：入院した時点で通院日数は一切考慮しない。

エ：通院日数が1日でもあれば死亡補償金を支払わない。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「入院見舞金と通院見舞金を必ず単純合算して支払う。」としているが、特別補償規程第10条は、入院と通院がともにある場合の重複調整を定め、単純合算ではなく所定の比較により金額の大きい見舞金を支払う。

イ：特別補償規程第10条は、入院と通院がともにある場合の重複調整を定め、単純合算ではなく所定の比較により金額の大きい見舞金を支払う。

ウ：この肢は「入院した時点で通院日数は一切考慮しない。」としているが、特別補償規程第10条は、入院と通院がともにある場合の重複調整を定め、単純合算ではなく所定の比較により金額の大きい見舞金を支払う。

エ：この肢は「通院日数が1日でもあれば死亡補償金を支払わない。」としているが、特別補償規程第10条は、入院と通院がともにある場合の重複調整を定め、単純合算ではなく所定の比較により金額の大きい見舞金を支払う。

総合解説：特別補償規程第10条は、入院と通院がともにある場合の重複調整を定め、単純合算ではなく所定の比較により金額の大きい見舞金を支払う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q103

2-4 特別補償・旅程保証 > 特別補償（傷害・死亡・入通院） | 難易度：基礎
特別補償規程上の「傷害」に関する説明として正しいものはどれか。

- ア：細菌性食物中毒は常に特別補償の傷害に含まれる。
- イ：中毒症状は原因を問わずすべて傷害から除外される。
- ウ：身体外部から有毒物質等を偶然かつ一時に摂取して急激に生じる中毒症状は含まれ得るが、細菌性食物中毒は含まれない。
- エ：有毒物質を継続的に摂取した結果の中毒も必ず傷害に含まれる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この肢は「細菌性食物中毒は常に特別補償の傷害に含まれる。」としているが、特別補償規程第1条第2項は、偶然かつ一時の有毒物質による急激な中毒症状を含める一方、継続摂取によるものと細菌性食物中毒を除外する。
 - イ：この肢は「中毒症状は原因を問わずすべて傷害から除外される。」としているが、特別補償規程第1条第2項は、偶然かつ一時の有毒物質による急激な中毒症状を含める一方、継続摂取によるものと細菌性食物中毒を除外する。
 - ウ：特別補償規程第1条第2項は、偶然かつ一時の有毒物質による急激な中毒症状を含める一方、継続摂取によるものと細菌性食物中毒を除外する。
 - エ：この肢は「有毒物質を継続的に摂取した結果の中毒も必ず傷害に含まれる。」としているが、特別補償規程第1条第2項は、偶然かつ一時の有毒物質による急激な中毒症状を含める一方、継続摂取によるものと細菌性食物中毒を除外する。
- 総合解説：特別補償規程第1条第2項は、偶然かつ一時の有毒物質による急激な中毒症状を含める一方、継続摂取によるものと細菌性食物中毒を除外する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q104

2-4 特別補償・旅程保証 > 特別補償（傷害・死亡・入通院） | 難易度：応用
国内企画旅行参加中、地震によって旅行者が傷害を負った。旅行業者に故意・過失がない場合の特別補償規程上の取扱いとして正しいものはどれか。

- ア：国内旅行でも地震による傷害は常に特別補償の対象となる。
- イ：地震による傷害は海外旅行だけが除外され、国内旅行では対象となる。
- ウ：地震による傷害は入院見舞金だけが必ず支払われる。
- エ：国内旅行では、地震・噴火・津波等による傷害は補償金等の支払対象から除外される。

答え・解説

正答：エ

- ア：この肢は「国内旅行でも地震による傷害は常に特別補償の対象となる。」としているが、特別補償規程第4条は、国内旅行について地震、噴火、津波等による傷害を支払対象外とする。
 - イ：この肢は「地震による傷害は海外旅行だけが除外され、国内旅行では対象となる。」としているが、特別補償規程第4条は、国内旅行について地震、噴火、津波等による傷害を支払対象外とする。
 - ウ：この肢は「地震による傷害は入院見舞金だけが必ず支払われる。」としているが、特別補償規程第4条は、国内旅行について地震、噴火、津波等による傷害を支払対象外とする。
 - エ：特別補償規程第4条は、国内旅行について地震、噴火、津波等による傷害を支払対象外とする。
- 総合解説：特別補償規程第4条は、国内旅行について地震、噴火、津波等による傷害を支払対象外とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q105

2-4 特別補償・旅程保証 > 特別補償（携帯品・適用範囲） | 難易度：基礎
特別補償規程の携帯品損害補償で、原則として補償対象品となるものはどれか。

- ア：旅行者が企画旅行参加中に携行する、その旅行者所有の身の回り品。
- イ：旅行者が所有していない第三者の土地。
- ウ：旅行会社が所有する営業所の建物。
- エ：旅行に携行していない旅行者の自宅家具。

答え・解説

正答：ア

ア：特別補償規程第18条は、旅行者が企画旅行参加中に携行する自己所有の身の回り品を原則として補償対象品とする。
イ：この肢は「旅行者が所有していない第三者の土地。」としているが、特別補償規程第18条は、旅行者が企画旅行参加中に携行する自己所有の身の回り品を原則として補償対象品とする。
ウ：この肢は「旅行会社が所有する営業所の建物。」としているが、特別補償規程第18条は、旅行者が企画旅行参加中に携行する自己所有の身の回り品を原則として補償対象品とする。
エ：この肢は「旅行に携行していない旅行者の自宅家具。」としているが、特別補償規程第18条は、旅行者が企画旅行参加中に携行する自己所有の身の回り品を原則として補償対象品とする。
総合解説：特別補償規程第18条は、旅行者が企画旅行参加中に携行する自己所有の身の回り品を原則として補償対象品とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q106

2-4 特別補償・旅程保証 > 特別補償（携帯品・適用範囲） | 難易度：基礎
携帯品損害補償の「補償対象品」に含まれないものの組合せとして正しいものはどれか。

- ア：衣類、通常の旅行かばん、一般的なカメラ。
- イ：現金、クレジットカード、航空券、パスポート。
- ウ：帽子、靴、一般的な腕時計。
- エ：旅行中に携行する通常の身の回り品。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「衣類、通常の旅行かばん、一般的なカメラ。」としているが、特別補償規程第18条第2項は、現金・有価証券、クレジットカード、航空券、パスポート等を補償対象品から除外する。
イ：特別補償規程第18条第2項は、現金・有価証券、クレジットカード、航空券、パスポート等を補償対象品から除外する。
ウ：この肢は「帽子、靴、一般的な腕時計。」としているが、特別補償規程第18条第2項は、現金・有価証券、クレジットカード、航空券、パスポート等を補償対象品から除外する。
エ：この肢は「旅行中に携行する通常の身の回り品。」としているが、特別補償規程第18条第2項は、現金・有価証券、クレジットカード、航空券、パスポート等を補償対象品から除外する。
総合解説：特別補償規程第18条第2項は、現金・有価証券、クレジットカード、航空券、パスポート等を補償対象品から除外する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q107

2-4 特別補償・旅程保証 > 特別補償（携帯品・適用範囲） | 難易度：標準

旅行者が企画旅行参加中、レストランの化粧室に指輪を置き忘れ、そのまま見つからなかった。携帯品損害補償の取扱いとして正しいものはどれか。

ア：置き忘れは盗難と同じ扱いになり、必ず全額補償される。

イ：置き忘れの場合は一律15万円が支払われる。

ウ：置き忘れ又は紛失による損害は、原則として損害補償金の支払対象外である。

エ：置き忘れなら現金も補償対象品となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「置き忘れは盗難と同じ扱いになり、必ず全額補償される。」としているが、特別補償規程第17条は、補償対象品の置き忘れ又は紛失による損害を支払対象外としている。

イ：この肢は「置き忘れの場合は一律15万円が支払われる。」としているが、特別補償規程第17条は、補償対象品の置き忘れ又は紛失による損害を支払対象外としている。

ウ：特別補償規程第17条は、補償対象品の置き忘れ又は紛失による損害を支払対象外としている。

エ：この肢は「置き忘れなら現金も補償対象品となる。」としているが、特別補償規程第17条は、補償対象品の置き忘れ又は紛失による損害を支払対象外としている。

総合解説：特別補償規程第17条は、補償対象品の置き忘れ又は紛失による損害を支払対象外としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q108

2-4 特別補償・旅程保証 > 特別補償（携帯品・適用範囲） | 難易度：基礎

旅行中、旅行者のカメラ外装に小さな傷が付いたが、機能には全く支障がない。携帯品損害補償の取扱いとして正しいものはどれか。

ア：外観に傷があれば必ず新品価格全額が支払われる。

イ：機能に支障がなくても一律10万円が支払われる。

ウ：外観損傷は死亡補償金の対象となる。

エ：単なる外観の損傷で機能に支障がないため、原則として損害補償金は支払われない。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「外観に傷があれば必ず新品価格全額が支払われる。」としているが、特別補償規程第17条は、補償対象品の機能に支障をきたさない単なる外観損傷を免責としている。

イ：この肢は「機能に支障がなくても一律10万円が支払われる。」としているが、特別補償規程第17条は、補償対象品の機能に支障をきたさない単なる外観損傷を免責としている。

ウ：この肢は「外観損傷は死亡補償金の対象となる。」としているが、特別補償規程第17条は、補償対象品の機能に支障をきたさない単なる外観損傷を免責としている。

エ：特別補償規程第17条は、補償対象品の機能に支障をきたさない単なる外観損傷を免責としている。

総合解説：特別補償規程第17条は、補償対象品の機能に支障をきたさない単なる外観損傷を免責としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q109

2-4 特別補償・旅程保証 > 特別補償（携帯品・適用範囲） | 難易度：標準

携帯品損害補償の対象となる1個のカメラについて、規程上の損害額が18万円と算定された。1個当たりの損害額は規程上いくらとして扱われるか。

ア：10万円。1個又は1対の損害額上限を適用する。

イ：3,000円。少額損害の不払基準を上限額と誤認する。

ウ：15万円。1旅行当たりの総支払限度額を1個の上限と誤認する。

エ：18万円。算定損害額を上限処理せずそのまま採用する。

答え・解説

正答：ア

ア：特別補償規程第19条第2項は、一個又は一対についての損害額が10万円を超えるときは10万円とみなす。

イ：この肢は「3,000円。少額損害の不払基準を上限額と誤認する。」としているが、特別補償規程第19条第2項は、一個又は一対についての損害額が10万円を超えるときは10万円とみなす。

ウ：この肢は「15万円。1旅行当たりの総支払限度額を1個の上限と誤認する。」としているが、特別補償規程第19条第2項は、一個又は一対についての損害額が10万円を超えるときは10万円とみなす。

エ：この肢は「18万円。算定損害額を上限処理せずそのまま採用する。」としているが、特別補償規程第19条第2項は、一個又は一対についての損害額が10万円を超えるときは10万円とみなす。

総合解説：特別補償規程第19条第2項は、一個又は一対についての損害額が10万円を超えるときは10万円とみなす。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q110

2-4 特別補償・旅程保証 > 特別補償（携帯品・適用範囲） | 難易度：基礎

携帯品損害補償金について、旅行者1名に対する一企画旅行当たりの支払限度額として正しいものはどれか。

ア：3万円。規程にない限度額を適用する。

イ：15万円。旅行者1名・一企画旅行当たりの限度額を適用する。

ウ：50万円。規程にない高額な限度額を適用する。

エ：150万円。15万円を桁違いに解釈する。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「3万円。規程にない限度額を適用する。」としているが、特別補償規程第19条第3項は、旅行者1名・一企画旅行につき15万円を損害補償金の上限とする。

イ：特別補償規程第19条第3項は、旅行者1名・一企画旅行につき15万円を損害補償金の上限とする。

ウ：この肢は「50万円。規程にない高額な限度額を適用する。」としているが、特別補償規程第19条第3項は、旅行者1名・一企画旅行につき15万円を損害補償金の上限とする。

エ：この肢は「150万円。15万円を桁違いに解釈する。」としているが、特別補償規程第19条第3項は、旅行者1名・一企画旅行につき15万円を損害補償金の上限とする。

総合解説：特別補償規程第19条第3項は、旅行者1名・一企画旅行につき15万円を損害補償金の上限とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q111

2-4 特別補償・旅程保証 > 特別補償（携帯品・適用範囲） | 難易度：標準

携帯品損害補償で、旅行者1名について1回の事故の損害額が2,500円だった。規程上の取扱いとして正しいものはどれか。

ア：2,500円をそのまま支払う。3,000円以下の不払規定を無視している。

イ：最低3,000円を支払う。規程は最低保証額を定めていない。

ウ：支払われない。1回の事故の損害額が3,000円を超えないためである。

エ：15万円を支払う。15万円は一企画旅行当たりの上限であり定額給付ではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「2,500円をそのまま支払う。3,000円以下の不払規定を無視している。」としているが、特別補償規程第19条第3項ただし書は、1回の事故につき損害額が3,000円を超えない場合、損害補償金を支払わないとする。

イ：この肢は「最低3,000円を支払う。規程は最低保証額を定めていない。」としているが、特別補償規程第19条第3項ただし書は、1回の事故につき損害額が3,000円を超えない場合、損害補償金を支払わないとする。

ウ：特別補償規程第19条第3項ただし書は、1回の事故につき損害額が3,000円を超えない場合、損害補償金を支払わないとする。

エ：この肢は「15万円を支払う。15万円は一企画旅行当たりの上限であり定額給付ではない。」としているが、特別補償規程第19条第3項ただし書は、1回の事故につき損害額が3,000円を超えない場合、損害補償金を支払わないとする。

総合解説：特別補償規程第19条第3項ただし書は、1回の事故につき損害額が3,000円を超えない場合、損害補償金を支払わないとする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q112

2-4 特別補償・旅程保証 > 特別補償（携帯品・適用範囲） | 難易度：応用

旅行者のバッグ内で補償対象品である液体が流出し、その液体自体と別の衣類が損傷した。携帯品損害補償の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：液体が流出した場合、他の補償対象品の損害もすべて必ず免責となる。

イ：液体自体の損害だけは必ず15万円まで補償される。

ウ：液体流出は死亡補償金だけの対象となる。

エ：液体そのものの流出による損害は免責だが、その結果として他の補償対象品に生じた損害まで一律に免責されるわけではない。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「液体が流出した場合、他の補償対象品の損害もすべて必ず免責となる。」としているが、特別補償規程第17条は補償対象品である液体の流出自体を免責とする一方、その結果として他の補償対象品に生じた損害まで除外していない。

イ：この肢は「液体自体の損害だけは必ず15万円まで補償される。」としているが、特別補償規程第17条は補償対象品である液体の流出自体を免責とする一方、その結果として他の補償対象品に生じた損害まで除外していない。

ウ：この肢は「液体流出は死亡補償金だけの対象となる。」としているが、特別補償規程第17条は補償対象品である液体の流出自体を免責とする一方、その結果として他の補償対象品に生じた損害まで除外していない。

エ：特別補償規程第17条は補償対象品である液体の流出自体を免責とする一方、その結果として他の補償対象品に生じた損害まで除外していない。

総合解説：特別補償規程第17条は補償対象品である液体の流出自体を免責とする一方、その結果として他の補償対象品に生じた損害まで除外していない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q113

2-4 特別補償・旅程保証 > 旅程保証・変更補償金 | 難易度：基礎

募集型企画旅行で旅程保証の対象となる重要な変更が生じた場合、変更補償金は原則としていつまでに支払われるか。

ア：旅行終了日の翌日から起算して30日以内。

イ：旅行開始日の前日まで。

ウ：変更発生日から必ず24時間以内。

エ：旅行終了日の翌日から1年以内。

答え・解説

正答：ア

ア：募集型企画旅行契約の部第29条第1項は、対象となる重要な変更について旅行終了日の翌日から30日以内に変更補償金を支払うと定める。

イ：この肢は「旅行開始日の前日まで。」としているが、募集型企画旅行契約の部第29条第1項は、対象となる重要な変更について旅行終了日の翌日から30日以内に変更補償金を支払うと定める。

ウ：この肢は「変更発生日から必ず24時間以内。」としているが、募集型企画旅行契約の部第29条第1項は、対象となる重要な変更について旅行終了日の翌日から30日以内に変更補償金を支払うと定める。

エ：この肢は「旅行終了日の翌日から1年以内。」としているが、募集型企画旅行契約の部第29条第1項は、対象となる重要な変更について旅行終了日の翌日から30日以内に変更補償金を支払うと定める。

総合解説：募集型企画旅行契約の部第29条第1項は、対象となる重要な変更について旅行終了日の翌日から30日以内に変更補償金を支払うと定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q114

2-4 特別補償・旅程保証 > 旅程保証・変更補償金 | 難易度：応用

旅程保証の変更補償金について正しいものはどれか。

ア：天災地変による変更も座席不足による変更も必ず同じく補償対象外である。

イ：天災地変等による変更は原則対象外だが、サービス提供自体は行われているのに座席・部屋等の不足で生じた変更は、その免責から除かれる。

ウ：座席不足による変更は旅行者に故意がある場合だけ対象となる。

エ：変更補償金は旅行者の損害賠償責任が明らかな場合にだけ支払う。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「天災地変による変更も座席不足による変更も必ず同じく補償対象外である。」としているが、第29条第1項は天災等を免責としつつ、運送・宿泊機関がサービスを提供しているのに座席・部屋等が不足して生じた変更をその免責から除外する。

イ：第29条第1項は天災等を免責としつつ、運送・宿泊機関がサービスを提供しているのに座席・部屋等が不足して生じた変更をその免責から除外する。

ウ：この肢は「座席不足による変更は旅行者に故意がある場合だけ対象となる。」としているが、第29条第1項は天災等を免責としつつ、運送・宿泊機関がサービスを提供しているのに座席・部屋等が不足して生じた変更をその免責から除外する。

エ：この肢は「変更補償金は旅行者の損害賠償責任が明らかな場合にだけ支払う。」としているが、第29条第1項は天災等を免責としつつ、運送・宿泊機関がサービスを提供しているのに座席・部屋等が不足して生じた変更をその免責から除外する。

総合解説：第29条第1項は天災等を免責としつつ、運送・宿泊機関がサービスを提供しているのに座席・部屋等が不足して生じた変更をその免責から除外する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q115

2-4 特別補償・旅程保証 > 旅程保証・変更補償金 | 難易度：標準
変更補償金の総額について、標準旅行業約款上正しいものはどれか。

ア：上限は必ず旅行代金の100%であり、1円でも必ず支払う。

イ：上限は一律500円である。

ウ：旅行者1名・一募集型企画旅行につき旅行代金の15%以上で旅行業者が定める率を乗じた額が上限となり、支払うべき額が1,000円未満なら支払わない。

エ：上限は旅行代金に関係なく一律15万円である。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「上限は必ず旅行代金の100%であり、1円でも必ず支払う。」としているが、第29条第2項は、変更補償金の限度を旅行代金に15%以上の旅行業者所定率を乗じた額とし、総額が1,000円未満なら支払わないとする。

イ：この肢は「上限は一律500円である。」としているが、第29条第2項は、変更補償金の限度を旅行代金に15%以上の旅行業者所定率を乗じた額とし、総額が1,000円未満なら支払わないとする。

ウ：第29条第2項は、変更補償金の限度を旅行代金に15%以上の旅行業者所定率を乗じた額とし、総額が1,000円未満なら支払わないとする。

エ：この肢は「上限は旅行代金に関係なく一律15万円である。」としているが、第29条第2項は、変更補償金の限度を旅行代金に15%以上の旅行業者所定率を乗じた額とし、総額が1,000円未満なら支払わないとする。

総合解説：第29条第2項は、変更補償金の限度を旅行代金に15%以上の旅行業者所定率を乗じた額とし、総額が1,000円未満なら支払わないとする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q116

2-4 特別補償・旅程保証 > 旅程保証・変更補償金 | 難易度：標準

契約書面に記載した旅行開始日が変更され、その変更を旅行開始前に旅行者へ通知した。別表第二の一件当たりの変更補償金率として正しいものはどれか。

ア：1.0%。観光地等の変更などに用いる開始前率を誤って適用する。

イ：2.5%。ツアー・タイトル中の事項変更の開始前率を誤って適用する。

ウ：3.0%。旅行開始日・終了日の変更を旅行開始後に通知した率を誤って適用する。

エ：1.5%。旅行開始日・終了日の変更を旅行開始前に通知した率である。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「1.0%。観光地等の変更などに用いる開始前率を誤って適用する。」としているが、別表第二第1号では、旅行開始日又は旅行終了日の変更は旅行開始前1.5%、旅行開始後3.0%である。

イ：この肢は「2.5%。ツアー・タイトル中の事項変更の開始前率を誤って適用する。」としているが、別表第二第1号では、旅行開始日又は旅行終了日の変更は旅行開始前1.5%、旅行開始後3.0%である。

ウ：この肢は「3.0%。旅行開始日・終了日の変更を旅行開始後に通知した率を誤って適用する。」としているが、別表第二第1号では、旅行開始日又は旅行終了日の変更は旅行開始前1.5%、旅行開始後3.0%である。

エ：別表第二第1号では、旅行開始日又は旅行終了日の変更は旅行開始前1.5%、旅行開始後3.0%である。

総合解説：別表第二第1号では、旅行開始日又は旅行終了日の変更は旅行開始前1.5%、旅行開始後3.0%である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q117

2-4 特別補償・旅程保証 > 旅程保証・変更補償金 | 難易度：標準

契約書面に記載した入場観光施設が別の施設に変更され、その変更を旅行開始後に旅行者へ通知した。別表第二の一件当たりの率として正しいものはどれか。

ア：2.0%。観光地・観光施設等の変更を旅行開始後に通知した率である。

イ：1.0%。同じ変更を旅行開始前に通知した率を誤って適用する。

ウ：3.0%。旅行開始日・終了日変更の開始後率を誤って適用する。

エ：5.0%。ツアー・タイトル中の事項変更の開始後率を誤って適用する。

答え・解説

正答：ア

ア：別表第二第2号では、入場する観光地・観光施設等の変更は旅行開始前1.0%、旅行開始後2.0%である。

イ：この肢は「1.0%。同じ変更を旅行開始前に通知した率を誤って適用する。」としているが、別表第二第2号では、入場する観光地・観光施設等の変更は旅行開始前1.0%、旅行開始後2.0%である。

ウ：この肢は「3.0%。旅行開始日・終了日変更の開始後率を誤って適用する。」としているが、別表第二第2号では、入場する観光地・観光施設等の変更は旅行開始前1.0%、旅行開始後2.0%である。

エ：この肢は「5.0%。ツアー・タイトル中の事項変更の開始後率を誤って適用する。」としているが、別表第二第2号では、入場する観光地・観光施設等の変更は旅行開始前1.0%、旅行開始後2.0%である。

総合解説：別表第二第2号では、入場する観光地・観光施設等の変更は旅行開始前1.0%、旅行開始後2.0%である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q118

2-4 特別補償・旅程保証 > 旅程保証・変更補償金 | 難易度：応用

契約書面のツアー・タイトル中に明記された事項が変更され、その変更を旅行開始後に通知した。別表第二で適用される一件当たりの率として正しいものはどれか。

ア：1.0%。一般的な変更項目の開始前率を誤って適用する。

イ：5.0%。ツアー・タイトル中の事項変更を旅行開始後に通知した率である。

ウ：2.0%。一般的な変更項目の開始後率を誤って適用する。

エ：2.5%。同じツアー・タイトル変更を旅行開始前に通知した率を誤って適用する。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「1.0%。一般的な変更項目の開始前率を誤って適用する。」としているが、別表第二第9号は、ツアー・タイトル中に記載のあった事項の変更について旅行開始前2.5%、旅行開始後5.0%としている。

イ：別表第二第9号は、ツアー・タイトル中に記載のあった事項の変更について旅行開始前2.5%、旅行開始後5.0%としている。

ウ：この肢は「2.0%。一般的な変更項目の開始後率を誤って適用する。」としているが、別表第二第9号は、ツアー・タイトル中に記載のあった事項の変更について旅行開始前2.5%、旅行開始後5.0%としている。

エ：この肢は「2.5%。同じツアー・タイトル変更を旅行開始前に通知した率を誤って適用する。」としているが、別表第二第9号は、ツアー・タイトル中に記載のあった事項の変更について旅行開始前2.5%、旅行開始後5.0%としている。

総合解説：別表第二第9号は、ツアー・タイトル中に記載のあった事項の変更について旅行開始前2.5%、旅行開始後5.0%としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q119

2-4 特別補償・旅程保証 > 旅程保証・変更補償金 | 難易度：標準

契約書面に記載した運送機関の会社名が変更された場合の旅程保証について、正しいものはどれか。

ア：会社名が変われば、より高い等級になっても必ず変更補償金の対象となる。

イ：会社名変更は旅行開始前だけ対象で、旅行開始後は一切対象にならない。

ウ：会社名の変更に伴い、等級又は設備がより高いものへ変更された場合は、別表第二第4号の適用対象外となる。

エ：会社名変更はツアータイトル変更と必ず同じ率を使う。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「会社名が変われば、より高い等級になっても必ず変更補償金の対象となる。」としているが、別表第二注4は、運送機関の会社名変更で、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には第4号を適用しないと定める。

イ：この肢は「会社名変更は旅行開始前だけ対象で、旅行開始後は一切対象にならない。」としているが、別表第二注4は、運送機関の会社名変更で、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には第4号を適用しないと定める。

ウ：別表第二注4は、運送機関の会社名変更で、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には第4号を適用しないと定める。

エ：この肢は「会社名変更はツアータイトル変更と必ず同じ率を使う。」としているが、別表第二注4は、運送機関の会社名変更で、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には第4号を適用しないと定める。

総合解説：別表第二注4は、運送機関の会社名変更で、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には第4号を適用しないと定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q120

2-4 特別補償・旅程保証 > 旅程保証・変更補償金 | 難易度：応用

同一の一泊について、宿泊機関の名称変更と客室条件の変更が同時に生じた。別表第二の変更件数の扱いとして正しいものはどれか。

ア：必ず二件として取り扱う。

イ：宿泊に関する変更は一切変更補償金の対象にならない。

ウ：一泊につき最低三件として取り扱う。

エ：原則として、一泊につき一件として取り扱う。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「必ず二件として取り扱う。」としているが、別表第二注5は、宿泊機関の名称や客室条件等の変更が一泊の中で複数生じても、一泊につき一件として取り扱うと定める。

イ：この肢は「宿泊に関する変更は一切変更補償金の対象にならない。」としているが、別表第二注5は、宿泊機関の名称や客室条件等の変更が一泊の中で複数生じても、一泊につき一件として取り扱うと定める。

ウ：この肢は「一泊につき最低三件として取り扱う。」としているが、別表第二注5は、宿泊機関の名称や客室条件等の変更が一泊の中で複数生じても、一泊につき一件として取り扱うと定める。

エ：別表第二注5は、宿泊機関の名称や客室条件等の変更が一泊の中で複数生じても、一泊につき一件として取り扱うと定める。

総合解説：別表第二注5は、宿泊機関の名称や客室条件等の変更が一泊の中で複数生じても、一泊につき一件として取り扱うと定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q121

2-5 運送・宿泊約款 > 国際航空運送約款 | 難易度：基礎

JAL国際運送約款（旅客及び手荷物）における航空券の取扱いとして正しいものはどれか。

ア：航空券は譲渡できない。

イ：親族間であれば自由に譲渡できる。

ウ：出発前であれば第三者へ自由に売却できる。

エ：記名旅客本人以外が使用することを会社は必ず認めなければならない。

答え・解説

正答：ア

ア：JAL国際運送約款第4条(A)(6)は、航空券は譲渡できないと定める。

イ：この肢は「親族間であれば自由に譲渡できる。」としているが、JAL国際運送約款第4条(A)(6)は、航空券は譲渡できないと定める。

ウ：この肢は「出発前であれば第三者へ自由に売却できる。」としているが、JAL国際運送約款第4条(A)(6)は、航空券は譲渡できないと定める。

エ：この肢は「記名旅客本人以外が使用することを会社は必ず認めなければならない。」としているが、JAL国際運送約款第4条(A)(6)は、航空券は譲渡できないと定める。

総合解説：JAL国際運送約款第4条(A)(6)は、航空券は譲渡できないと定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q122

2-5 運送・宿泊約款 > 国際航空運送約款 | 難易度：基礎

JAL国際運送約款で、運賃規則に別段の定めがない一般的な航空券の有効期間として正しいものはどれか。

ア：運送開始済み・未使用を問わず必ず30日。

イ：運送開始済みなら運送開始日から1年、全く未使用なら発行日から1年。

ウ：未使用なら発行日から10年。

エ：運送開始後は有効期間がなく無期限となる。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「運送開始済み・未使用を問わず必ず30日。」としているが、JAL国際運送約款第4条(B)(2)は、原則として運送開始済みの航空券は運送開始日から1年、全く未使用の航空券は発行日から1年を有効期間とする。

イ：JAL国際運送約款第4条(B)(2)は、原則として運送開始済みの航空券は運送開始日から1年、全く未使用の航空券は発行日から1年を有効期間とする。

ウ：この肢は「未使用なら発行日から10年。」としているが、JAL国際運送約款第4条(B)(2)は、原則として運送開始済みの航空券は運送開始日から1年、全く未使用の航空券は発行日から1年を有効期間とする。

エ：この肢は「運送開始後は有効期間がなく無期限となる。」としているが、JAL国際運送約款第4条(B)(2)は、原則として運送開始済みの航空券は運送開始日から1年、全く未使用の航空券は発行日から1年を有効期間とする。

総合解説：JAL国際運送約款第4条(B)(2)は、原則として運送開始済みの航空券は運送開始日から1年、全く未使用の航空券は発行日から1年を有効期間とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q123

2-5 運送・宿泊約款 > 国際航空運送約款 | 難易度：標準

国際航空券の最初の国際線区間を利用せず、旅客が途中の予定寄航地から旅行を開始しようとした。JAL国際運送約款上の取扱いとして正しいものはどれか。

ア：未使用区間を飛ばしても航空券は必ずそのまま有効である。

イ：途中寄航地から開始すると航空券の有効期間が自動で10年延長される。

ウ：最初の国際線搭乗用片が未使用のまま途中寄航地から開始する場合、その航空券は無効となる。

エ：途中寄航地からの開始は国際航空券では常に義務である。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「未使用区間を飛ばしても航空券は必ずそのまま有効である。」としているが、JAL国際運送約款は搭乗用片を航空券に記載された旅程の順序で使用することを求め、最初の国際線区間が未使用のまま途中寄航地から開始する航空券を無効とする。

イ：この肢は「途中寄航地から開始すると航空券の有効期間が自動で10年延長される。」としているが、JAL国際運送約款は搭乗用片を航空券に記載された旅程の順序で使用することを求め、最初の国際線区間が未使用のまま途中寄航地から開始する航空券を無効とする。

ウ：JAL国際運送約款は搭乗用片を航空券に記載された旅程の順序で使用することを求め、最初の国際線区間が未使用のまま途中寄航地から開始する航空券を無効とする。

エ：この肢は「途中寄航地からの開始は国際航空券では常に義務である。」としているが、JAL国際運送約款は搭乗用片を航空券に記載された旅程の順序で使用することを求め、最初の国際線区間が未使用のまま途中寄航地から開始する航空券を無効とする。

総合解説：JAL国際運送約款は搭乗用片を航空券に記載された旅程の順序で使用することを求め、最初の国際線区間が未使用のまま途中寄航地から開始する航空券を無効とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q124

2-5 運送・宿泊約款 > 国際航空運送約款 | 難易度：標準

JAL便名で他社が運航するコードシェア便について、JAL国際運送約款上正しいものはどれか。

ア：すべての事項について必ずJALの規則だけが適用される。

イ：コードシェア便では運送約款が一切適用されない。

ウ：コードシェア便では手荷物規則を設けることが禁止されている。

エ：搭乗手続、運送拒否、手荷物、予約取消し等の一定事項には、実際に運航する他社の規則が適用されることがある。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「すべての事項について必ずJALの規則だけが適用される。」としているが、JAL国際運送約款第3条は、コードシェア便について一定事項で実運航会社の規則が適用される場合があると定める。

イ：この肢は「コードシェア便では運送約款が一切適用されない。」としているが、JAL国際運送約款第3条は、コードシェア便について一定事項で実運航会社の規則が適用される場合があると定める。

ウ：この肢は「コードシェア便では手荷物規則を設けることが禁止されている。」としているが、JAL国際運送約款第3条は、コードシェア便について一定事項で実運航会社の規則が適用される場合があると定める。

エ：JAL国際運送約款第3条は、コードシェア便について一定事項で実運航会社の規則が適用される場合があると定める。

総合解説：JAL国際運送約款第3条は、コードシェア便について一定事項で実運航会社の規則が適用される場合があると定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q125

2-5 運送・宿泊約款 > 国際航空運送約款 | 難易度：基礎

JAL国際運送約款で、座席予約が成立する時点として正しいものはどれか。

ア：会社の予約システムに座席が確保された時。

イ：旅客が旅行を思いついた時。

ウ：旅客が空港に到着した時。

エ：旅行終了後に運賃精算した時。

答え・解説

正答：ア

ア：JAL国際運送約款第8条(A)(1)は、会社の予約システムに座席が確保された時点で予約が成立とする。

イ：この肢は「旅客が旅行を思いついた時。」としているが、JAL国際運送約款第8条(A)(1)は、会社の予約システムに座席が確保された時点で予約が成立とする。

ウ：この肢は「旅客が空港に到着した時。」としているが、JAL国際運送約款第8条(A)(1)は、会社の予約システムに座席が確保された時点で予約が成立とする。

エ：この肢は「旅行終了後に運賃精算した時。」としているが、JAL国際運送約款第8条(A)(1)は、会社の予約システムに座席が確保された時点で予約が成立とする。

総合解説：JAL国際運送約款第8条(A)(1)は、会社の予約システムに座席が確保された時点で予約が成立とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q126

2-5 運送・宿泊約款 > 国際航空運送約款 | 難易度：標準

JAL国際線で、指定された航空券発券期限までに旅客が発券を受けなかった場合、会社はできるか。

ア：必ず無期限に予約を保持しなければならない。

イ：その予約を取り消すことができる。

ウ：航空券を無償で自動発行しなければならない。

エ：旅客に代わって旅行会社を指定しなければならない。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「必ず無期限に予約を保持しなければならない。」としているが、JAL国際運送約款第8条(B)は、指定発券期限までに発券を受けない旅客の予約を会社が取り消せると定める。

イ：JAL国際運送約款第8条(B)は、指定発券期限までに発券を受けない旅客の予約を会社が取り消せると定める。

ウ：この肢は「航空券を無償で自動発行しなければならない。」としているが、JAL国際運送約款第8条(B)は、指定発券期限までに発券を受けない旅客の予約を会社が取り消せると定める。

エ：この肢は「旅客に代わって旅行会社を指定しなければならない。」としているが、JAL国際運送約款第8条(B)は、指定発券期限までに発券を受けない旅客の予約を会社が取り消せると定める。

総合解説：JAL国際運送約款第8条(B)は、指定発券期限までに発券を受けない旅客の予約を会社が取り消せると定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q127

2-5 運送・宿泊約款 > 国際航空運送約款 | 難易度：標準

旅客がJALに事前連絡をせず予約便に搭乗しなかった場合、JAL国際運送約款上の取扱いとして正しいものはどれか。

ア：前途予約は必ずすべて維持しなければならない。

イ：無連絡不搭乗でも会社は一切対応できない。

ウ：会社は前途予約を取り消し、他社便の前途予約についても取消しを依頼できる場合がある。

エ：前途予約は自動的にファーストクラスへ変更される。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「前途予約は必ずすべて維持しなければならない。」としているが、JAL国際運送約款第8条(E)は、無連絡で予約便に搭乗しなかった場合に前途予約を取り消すことなどを認める。

イ：この肢は「無連絡不搭乗でも会社は一切対応できない。」としているが、JAL国際運送約款第8条(E)は、無連絡で予約便に搭乗しなかった場合に前途予約を取り消すことなどを認める。

ウ：JAL国際運送約款第8条(E)は、無連絡で予約便に搭乗しなかった場合に前途予約を取り消すことなどを認める。

エ：この肢は「前途予約は自動的にファーストクラスへ変更される。」としているが、JAL国際運送約款第8条(E)は、無連絡で予約便に搭乗しなかった場合に前途予約を取り消すことなどを認める。

総合解説：JAL国際運送約款第8条(E)は、無連絡で予約便に搭乗しなかった場合に前途予約を取り消すことなどを認める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q128

2-5 運送・宿泊約款 > 国際航空運送約款 | 難易度：標準

国際線旅客が会社指定時刻までに搭乗手続カウンター又は搭乗ゲートへ到着しなかった場合、JAL国際運送約款上正しいものはどれか。

ア：会社は必ず出発を1時間遅らせなければならない。

イ：旅客が遅れても予約を取り消すことはできない。

ウ：遅延による損害はすべて会社が無条件で負担する。

エ：会社は予約を取り消すことができ、当該旅客のために便の出発を遅らせることはない。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「会社は必ず出発を1時間遅らせなければならない。」としているが、JAL国際運送約款第9条は、指定時刻までに必要な搭乗手続等を行わない場合、会社が予約を取り消せること、旅客のために便を遅らせないことを定める。

イ：この肢は「旅客が遅れても予約を取り消すことはできない。」としているが、JAL国際運送約款第9条は、指定時刻までに必要な搭乗手続等を行わない場合、会社が予約を取り消せること、旅客のために便を遅らせないことを定める。

ウ：この肢は「遅延による損害はすべて会社が無条件で負担する。」としているが、JAL国際運送約款第9条は、指定時刻までに必要な搭乗手続等を行わない場合、会社が予約を取り消せること、旅客のために便を遅らせないことを定める。

エ：JAL国際運送約款第9条は、指定時刻までに必要な搭乗手続等を行わない場合、会社が予約を取り消せること、旅客のために便を遅らせないことを定める。

総合解説：JAL国際運送約款第9条は、指定時刻までに必要な搭乗手続等を行わない場合、会社が予約を取り消せること、旅客のために便を遅らせないことを定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q129

2-5 運送・宿泊約款 > 国際航空運送約款 | 難易度：標準

JAL国際運送約款で、会社が旅客の運送を拒否又は降機させることがある事由として正しいものはどれか。

- ア：運航の安全のため必要な場合や、関係国の法令等に従うため必要な場合。
- イ：旅客が空港へ早く到着した場合。
- ウ：旅客が有効な航空券を提示した場合。
- エ：旅客が会社係員の指示に従っている場合。

答え・解説

正答：ア

- ア：JAL国際運送約款第10条(A)は、安全上必要な場合や関係国の適用法令等に従うため必要な場合などを運送拒否事由とする。
 - イ：この肢は「旅客が空港へ早く到着した場合。」としているが、JAL国際運送約款第10条(A)は、安全上必要な場合や関係国の適用法令等に従うため必要な場合などを運送拒否事由とする。
 - ウ：この肢は「旅客が有効な航空券を提示した場合。」としているが、JAL国際運送約款第10条(A)は、安全上必要な場合や関係国の適用法令等に従うため必要な場合などを運送拒否事由とする。
 - エ：この肢は「旅客が会社係員の指示に従っている場合。」としているが、JAL国際運送約款第10条(A)は、安全上必要な場合や関係国の適用法令等に従うため必要な場合などを運送拒否事由とする。
- 総合解説：JAL国際運送約款第10条(A)は、安全上必要な場合や関係国の適用法令等に従うため必要な場合などを運送拒否事由とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q130

2-5 運送・宿泊約款 > 国際航空運送約款 | 難易度：応用

JAL国際運送約款で、事前の取り決めがない限り受託手荷物として引き受けない基準に該当するものはどれか。

- ア：三辺の和が100cmを超える、又は重量が5kgを超える手荷物（小型手荷物の基準を厳格に適用する考え方）。
- イ：三辺の和が203cmを超える、又は重量が32kgを超える手荷物（大型・重量手荷物の事前取決め基準として扱う）。
- ウ：重量が10kgを超えるすべての受託手荷物（重量だけで一律に制限する考え方）。
- エ：三辺の和が115cmを超えるすべての受託手荷物（機内持込寸法に近い基準を受託手荷物へ流用する考え方）。

答え・解説

正答：イ

- ア：この肢は「三辺の和が100cmを超える、又は重量が5kgを超える手荷物。」としているが、JAL国際運送約款第11条(C)は、三辺の和203cm超又は重量32kg超の物品について、事前の取り決めがない限り受託手荷物として引き受けないとしている。
 - イ：JAL国際運送約款第11条(C)は、三辺の和203cm超又は重量32kg超の物品について、事前の取り決めがない限り受託手荷物として引き受けないとしている。
 - ウ：この肢は「重量が10kgを超えるすべての受託手荷物。」としているが、JAL国際運送約款第11条(C)は、三辺の和203cm超又は重量32kg超の物品について、事前の取り決めがない限り受託手荷物として引き受けないとしている。
 - エ：この肢は「三辺の和が115cmを超えるすべての受託手荷物。」としているが、JAL国際運送約款第11条(C)は、三辺の和203cm超又は重量32kg超の物品について、事前の取り決めがない限り受託手荷物として引き受けないとしている。
- 総合解説：JAL国際運送約款第11条(C)は、三辺の和203cm超又は重量32kg超の物品について、事前の取り決めがない限り受託手荷物として引き受けないとしている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q131

2-5 運送・宿泊約款 > 国際航空運送約款 | 難易度：標準

JAL国際運送約款で、特に認められた場合を除く機内持込手荷物の基本条件として正しいものはどれか。

ア：身の回り品を含め100kgまで自由に持ち込める。

イ：三辺の和203cm以内なら何個でも持ち込める。

ウ：身の回り品1個のほか1個で、三辺の和115cm以内、両者の重量合計10kg以内。

エ：重量32kg以内なら客室内に必ず持ち込める。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「身の回り品を含め100kgまで自由に持ち込める。」としているが、JAL国際運送約款第11条(D)は、身の回り品1個のほか所定手荷物1個、三辺の和115cm以内、合計10kg以内を基本条件とする。

イ：この肢は「三辺の和203cm以内なら何個でも持ち込める。」としているが、JAL国際運送約款第11条(D)は、身の回り品1個のほか所定手荷物1個、三辺の和115cm以内、合計10kg以内を基本条件とする。

ウ：JAL国際運送約款第11条(D)は、身の回り品1個のほか所定手荷物1個、三辺の和115cm以内、合計10kg以内を基本条件とする。

エ：この肢は「重量32kg以内なら客室内に必ず持ち込める。」としているが、JAL国際運送約款第11条(D)は、身の回り品1個のほか所定手荷物1個、三辺の和115cm以内、合計10kg以内を基本条件とする。

総合解説：JAL国際運送約款第11条(D)は、身の回り品1個のほか所定手荷物1個、三辺の和115cm以内、合計10kg以内を基本条件とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q132

2-5 運送・宿泊約款 > 国際航空運送約款 | 難易度：応用

JAL国際運送約款の基本的な無料受託手荷物許容量について正しいものはどれか。

ア：全クラス一律1個・10kg以内である。

イ：エコノミーは3個・各32kg以内、ファーストは2個・各23kg以内である。

ウ：無料受託手荷物制度は存在しない。

エ：ファースト・ビジネスは3個（各32kg以内）、プレミアムエコノミー・エコノミーは2個（各23kg以内）が原則である。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「全クラス一律1個・10kg以内である。」としているが、JAL国際運送約款第11条(E)は、別段の定めがない場合、ファースト・ビジネスは3個各32kg以内、プレミアムエコノミー・エコノミーは2個各23kg以内を基本許容量とする。

イ：この肢は「エコノミーは3個・各32kg以内、ファーストは2個・各23kg以内である。」としているが、JAL国際運送約款第11条(E)は、別段の定めがない場合、ファースト・ビジネスは3個各32kg以内、プレミアムエコノミー・エコノミーは2個各23kg以内を基本許容量とする。

ウ：この肢は「無料受託手荷物制度は存在しない。」としているが、JAL国際運送約款第11条(E)は、別段の定めがない場合、ファースト・ビジネスは3個各32kg以内、プレミアムエコノミー・エコノミーは2個各23kg以内を基本許容量とする。

エ：JAL国際運送約款第11条(E)は、別段の定めがない場合、ファースト・ビジネスは3個各32kg以内、プレミアムエコノミー・エコノミーは2個各23kg以内を基本許容量とする。

総合解説：JAL国際運送約款第11条(E)は、別段の定めがない場合、ファースト・ビジネスは3個各32kg以内、プレミアムエコノミー・エコノミーは2個各23kg以内を基本許容量とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q133

2-5 運送・宿泊約款 > 国内航空運送約款 | 難易度：基礎

JAL共通国内旅客運送約款で「国内航空運送」とされるものはどれか。

ア：運送契約上の出発地・到着地その他すべての着陸地が日本国内にある航空運送。

イ：出発地だけが日本国内なら、到着地が海外でも国内航空運送となる。

ウ：日本国籍の旅客だけを運ぶ航空運送。

エ：日本の航空会社が行うすべての国際線運送。

答え・解説

正答：ア

ア：JAL共通国内旅客運送約款の定義では、出発地・到着地・その他すべての着陸地が日本国内にある航空運送を国内航空運送とする。

イ：この肢は「出発地だけが日本国内なら、到着地が海外でも国内航空運送となる。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款の定義では、出発地・到着地・その他すべての着陸地が日本国内にある航空運送を国内航空運送とする。

ウ：この肢は「日本国籍の旅客だけを運ぶ航空運送。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款の定義では、出発地・到着地・その他すべての着陸地が日本国内にある航空運送を国内航空運送とする。

エ：この肢は「日本の航空会社が行うすべての国際線運送。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款の定義では、出発地・到着地・その他すべての着陸地が日本国内にある航空運送を国内航空運送とする。

総合解説：JAL共通国内旅客運送約款の定義では、出発地・到着地・その他すべての着陸地が日本国内にある航空運送を国内航空運送とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q134

2-5 運送・宿泊約款 > 国内航空運送約款 | 難易度：基礎

JAL共通国内旅客運送約款における航空券の取扱いとして正しいものはどれか。

ア：家族であれば自由に航空券を譲渡できる。

イ：航空券は旅客本人のみが使用でき、第三者に譲渡できない。

ウ：搭乗前であれば誰にでも名義変更できる。

エ：予約済み旅客を第三者へ自由に変更できる。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「家族であれば自由に航空券を譲渡できる。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款は航空券を旅客本人のみが使用できるものとし、第三者への譲渡を認めていない。

イ：JAL共通国内旅客運送約款は航空券を旅客本人のみが使用できるものとし、第三者への譲渡を認めていない。

ウ：この肢は「搭乗前であれば誰にでも名義変更できる。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款は航空券を旅客本人のみが使用できるものとし、第三者への譲渡を認めていない。

エ：この肢は「予約済み旅客を第三者へ自由に変更できる。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款は航空券を旅客本人のみが使用できるものとし、第三者への譲渡を認めていない。

総合解説：JAL共通国内旅客運送約款は航空券を旅客本人のみが使用できるものとし、第三者への譲渡を認めていない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q135

2-5 運送・宿泊約款 > 国内航空運送約款 | 難易度：標準

JAL国内線で、予約事項に搭乗予定便が含まれない航空券の一般的な有効期間として正しいものはどれか。

ア：発行日から7日間。

イ：発行日から10年間。

ウ：航空券発行日及び発行の日の翌日から起算して1年間。

エ：有効期間は一切ない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「発行日から7日間。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款第11条第2項は、便指定のない航空券を原則として航空券発行日及び発行の日の翌日から起算して1年間有効とする。

イ：この肢は「発行日から10年間。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款第11条第2項は、便指定のない航空券を原則として航空券発行日及び発行の日の翌日から起算して1年間有効とする。

ウ：JAL共通国内旅客運送約款第11条第2項は、便指定のない航空券を原則として航空券発行日及び発行の日の翌日から起算して1年間有効とする。

エ：この肢は「有効期間は一切ない。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款第11条第2項は、便指定のない航空券を原則として航空券発行日及び発行の日の翌日から起算して1年間有効とする。

総合解説：JAL共通国内旅客運送約款第11条第2項は、便指定のない航空券を原則として航空券発行日及び発行の日の翌日から起算して1年間有効とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q136

2-5 運送・宿泊約款 > 国内航空運送約款 | 難易度：標準

JAL国内線で、旅客の病気や会社が予約座席を提供できない等の理由で航空券の有効期間を延長する場合の一般的な上限として正しいものはどれか。

ア：当初の満了日から365日まで必ず延長する。

イ：有効期間の延長は一切認められない。

ウ：最大3日だけ延長できる。

エ：当初の航空券の有効期間満了日から30日を超えて延長できない。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「当初の満了日から365日まで必ず延長する。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款第12条第1項は、一定の場合に有効期間延長を認める一方、当初の満了日から30日を超えないとしている。

イ：この肢は「有効期間の延長は一切認められない。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款第12条第1項は、一定の場合に有効期間延長を認める一方、当初の満了日から30日を超えないとしている。

ウ：この肢は「最大3日だけ延長できる。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款第12条第1項は、一定の場合に有効期間延長を認める一方、当初の満了日から30日を超えないとしている。

エ：JAL共通国内旅客運送約款第12条第1項は、一定の場合に有効期間延長を認める一方、当初の満了日から30日を超えないとしている。

総合解説：JAL共通国内旅客運送約款第12条第1項は、一定の場合に有効期間延長を認める一方、当初の満了日から30日を超えないとしている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q137

2-5 運送・宿泊約款 > 国内航空運送約款 | 難易度：基礎

JAL共通国内旅客運送約款で、航空機に搭乗するための座席予約について正しいものはどれか。

ア：航空機に搭乗するには、座席の予約が必要である。

イ：国内線はすべて自由席なので予約は不要である。

ウ：航空券を持っても座席予約は禁止されている。

エ：座席予約は旅行終了後に行う。

答え・解説

正答：ア

ア：JAL共通国内旅客運送約款第13条第1項は、航空機に搭乗するには座席の予約が必要と定める。

イ：この肢は「国内線はすべて自由席なので予約は不要である。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款第13条第1項は、航空機に搭乗するには座席の予約が必要と定める。

ウ：この肢は「航空券を持っても座席予約は禁止されている。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款第13条第1項は、航空機に搭乗するには座席の予約が必要と定める。

エ：この肢は「座席予約は旅行終了後に行う。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款第13条第1項は、航空機に搭乗するには座席の予約が必要と定める。

総合解説：JAL共通国内旅客運送約款第13条第1項は、航空機に搭乗するには座席の予約が必要と定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q138

2-5 運送・宿泊約款 > 国内航空運送約款 | 難易度：標準

JAL共通国内旅客運送約款で、座席予約申込みを原則として受け付ける時期として正しいものはどれか。

ア：搭乗希望日の30日前からのみ。

イ：搭乗希望日の360日前から。

ウ：搭乗希望日の3年前から。

エ：搭乗当日以外は予約できない。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「搭乗希望日の30日前からのみ。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款は、原則として搭乗希望日の360日前から座席予約申込みを受け付けると定める。

イ：JAL共通国内旅客運送約款は、原則として搭乗希望日の360日前から座席予約申込みを受け付けると定める。

ウ：この肢は「搭乗希望日の3年前から。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款は、原則として搭乗希望日の360日前から座席予約申込みを受け付けると定める。

エ：この肢は「搭乗当日以外は予約できない。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款は、原則として搭乗希望日の360日前から座席予約申込みを受け付けると定める。

総合解説：JAL共通国内旅客運送約款は、原則として搭乗希望日の360日前から座席予約申込みを受け付けると定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q139

2-5 運送・宿泊約款 > 国内航空運送約款 | 難易度：標準

国内線旅客が会社指定時刻に遅れて搭乗場所へ到着した。JAL共通国内旅客運送約款上正しいものはどれか。

ア：会社は必ずその旅客のために出発を遅らせる。

イ：指定時刻は単なる目安なので搭乗を拒絶できない。

ウ：会社は当該旅客のために航空機の出発を遅延させることはなく、所定手続を履行できない場合は搭乗を拒絶することがある。

エ：旅客が遅れば他の旅客全員の航空券が無効となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「会社は必ずその旅客のために出発を遅らせる。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款は所定時刻までの搭乗手続・搭乗場所到着を求め、遅れた旅客のために航空機の出発を遅らせないとしている。

イ：この肢は「指定時刻は単なる目安なので搭乗を拒絶できない。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款は所定時刻までの搭乗手続・搭乗場所到着を求め、遅れた旅客のために航空機の出発を遅らせないとしている。

ウ：JAL共通国内旅客運送約款は所定時刻までの搭乗手続・搭乗場所到着を求め、遅れた旅客のために航空機の出発を遅らせないとしている。

エ：この肢は「旅客が遅れば他の旅客全員の航空券が無効となる。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款は所定時刻までの搭乗手続・搭乗場所到着を求め、遅れた旅客のために航空機の出発を遅らせないとしている。

総合解説：JAL共通国内旅客運送約款は所定時刻までの搭乗手続・搭乗場所到着を求め、遅れた旅客のために航空機の出発を遅らせないとしている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q140

2-5 運送・宿泊約款 > 国内航空運送約款 | 難易度：応用

JAL国内線で、12歳以上の旅客1名が、座席を使用しない2歳の幼児1名を同伴する場合の基本的な取扱いとして正しいものはどれか。

ア：座席を使用しない2歳児でも必ず大人運賃が必要である。

イ：12歳以上の同伴者1人につき幼児5人まで無償である。

ウ：3歳未満でも同伴者がいれば必ず独立座席を使用しなければならない。

エ：同伴者1人につき幼児1人に限り、無償運送の対象となる。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「座席を使用しない2歳児でも必ず大人運賃が必要である。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款第20条は、12歳以上の旅客に同伴され、座席を使用しない3歳未満の旅客について、同伴者1人につき1人を無償とする。

イ：この肢は「12歳以上の同伴者1人につき幼児5人まで無償である。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款第20条は、12歳以上の旅客に同伴され、座席を使用しない3歳未満の旅客について、同伴者1人につき1人を無償とする。

ウ：この肢は「3歳未満でも同伴者がいれば必ず独立座席を使用しなければならない。」としているが、JAL共通国内旅客運送約款第20条は、12歳以上の旅客に同伴され、座席を使用しない3歳未満の旅客について、同伴者1人につき1人を無償とする。

エ：JAL共通国内旅客運送約款第20条は、12歳以上の旅客に同伴され、座席を使用しない3歳未満の旅客について、同伴者1人につき1人を無償とする。

総合解説：JAL共通国内旅客運送約款第20条は、12歳以上の旅客に同伴され、座席を使用しない3歳未満の旅客について、同伴者1人につき1人を無償とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q141

2-5 運送・宿泊約款 > 貸切バス・宿泊約款 | 難易度：基礎
一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款で、運送契約が成立する時期として正しいものはどれか。
ア：乗車券を契約責任者に交付した時。
イ：運送申込書を書き始めた時。
ウ：バスが目的地に到着した時。
エ：旅行者が旅行会社の広告を見た時。

答え・解説

正答：ア

ア：一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第6条第4項は、乗車券を契約責任者に交付した時に運送契約が成立すると定める。
イ：この肢は「運送申込書を書き始めた時。」としているが、一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第6条第4項は、乗車券を契約責任者に交付した時に運送契約が成立すると定める。
ウ：この肢は「バスが目的地に到着した時。」としているが、一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第6条第4項は、乗車券を契約責任者に交付した時に運送契約が成立すると定める。
エ：この肢は「旅行者が旅行会社の広告を見た時。」としているが、一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第6条第4項は、乗車券を契約責任者に交付した時に運送契約が成立すると定める。
総合解説：一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第6条第4項は、乗車券を契約責任者に交付した時に運送契約が成立すると定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q142

2-5 運送・宿泊約款 > 貸切バス・宿泊約款 | 難易度：標準
貸切バスの標準運送約款における運賃・料金の支払時期として原則正しいものはどれか。
ア：申込時に1%だけ支払い、残額は運送終了後1年以内でよい。
イ：運送申込書提出時に所定運賃・料金の20%以上を支払い、残額を配車日の前日までに支払う。
ウ：申込時の支払いは一切禁止されている。
エ：必ず配車後に全額を初めて支払う。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「申込時に1%だけ支払い、残額は運送終了後1年以内でよい。」としているが、同標準運送約款第13条第1項は、申込書提出時に所定運賃・料金の20%以上、配車日前日までに残額を支払うと定める。
イ：同標準運送約款第13条第1項は、申込書提出時に所定運賃・料金の20%以上、配車日前日までに残額を支払うと定める。
ウ：この肢は「申込時の支払いは一切禁止されている。」としているが、同標準運送約款第13条第1項は、申込書提出時に所定運賃・料金の20%以上、配車日前日までに残額を支払うと定める。
エ：この肢は「必ず配車後に全額を初めて支払う。」としているが、同標準運送約款第13条第1項は、申込書提出時に所定運賃・料金の20%以上、配車日前日までに残額を支払うと定める。
総合解説：同標準運送約款第13条第1項は、申込書提出時に所定運賃・料金の20%以上、配車日前日までに残額を支払うと定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q143

2-5 運送・宿泊約款 > 貸切バス・宿泊約款 | 難易度：応用
契約責任者の都合で、貸切バス運送契約を配車日時の20時間前に解除した。標準運送約款上の違約料率として正しいものはどれか。
ア：10%相当額。標準運送約款にない区分を適用している。
イ：20%相当額。配車日の14日前から8日前までの解除区分を誤って適用する。
ウ：所定の運賃及び料金の50%相当額。配車日時の24時間前以降の解除区分を適用する。
エ：30%相当額。配車日の7日前から配車日時24時間前までの解除区分を誤って適用する。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「10%相当額。標準運送約款にない区分を適用している。」としているが、同標準運送約款第15条第1項は、配車日時の24時間前以降の解除について所定の運賃・料金の50%相当額の違約料を定める。
イ：この肢は「20%相当額。配車日の14日前から8日前までの解除区分を誤って適用する。」としているが、同標準運送約款第15条第1項は、配車日時の24時間前以降の解除について所定の運賃・料金の50%相当額の違約料を定める。
ウ：同標準運送約款第15条第1項は、配車日時の24時間前以降の解除について所定の運賃・料金の50%相当額の違約料を定める。
エ：この肢は「30%相当額。配車日の7日前から配車日時24時間前までの解除区分を誤って適用する。」としているが、同標準運送約款第15条第1項は、配車日時の24時間前以降の解除について所定の運賃・料金の50%相当額の違約料を定める。
総合解説：同標準運送約款第15条第1項は、配車日時の24時間前以降の解除について所定の運賃・料金の50%相当額の違約料を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q144

2-5 運送・宿泊約款 > 貸切バス・宿泊約款 | 難易度：標準
貸切バス運送に関連するガイド料、有料道路利用料、駐車料、乗務員の宿泊費等の負担について正しいものはどれか。
ア：すべて必ず運転者個人が負担する。
イ：国が全額負担する。
ウ：他の一般旅客が均等に負担する。
エ：原則として契約責任者の負担となる。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「すべて必ず運転者個人が負担する。」としているが、同標準運送約款第14条は、ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊費等を契約責任者の負担としている。
イ：この肢は「国が全額負担する。」としているが、同標準運送約款第14条は、ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊費等を契約責任者の負担としている。
ウ：この肢は「他の一般旅客が均等に負担する。」としているが、同標準運送約款第14条は、ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊費等を契約責任者の負担としている。
エ：同標準運送約款第14条は、ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊費等を契約責任者の負担としている。
総合解説：同標準運送約款第14条は、ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊費等を契約責任者の負担としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q145

2-5 運送・宿泊約款 > 貸切バス・宿泊約款 | 難易度：標準

貸切バスの乗車券を契約責任者が紛失した場合、標準運送約款上、会社が請求により再発行に応じる時期として正しいものはどれか。

ア：配車日の前日。
イ：配車日の1年前。
ウ：運送終了後30日目。
エ：再発行には一切応じない。

答え・解説

正答：ア

ア：同標準運送約款第9条は、紛失又は災害等による滅失の場合、契約責任者の請求により配車日の前日に乗車券の再発行に応じるとしている。

イ：この肢は「配車日の1年前。」としているが、同標準運送約款第9条は、紛失又は災害等による滅失の場合、契約責任者の請求により配車日の前日に乗車券の再発行に応じるとしている。

ウ：この肢は「運送終了後30日目。」としているが、同標準運送約款第9条は、紛失又は災害等による滅失の場合、契約責任者の請求により配車日の前日に乗車券の再発行に応じるとしている。

エ：この肢は「再発行には一切応じない。」としているが、同標準運送約款第9条は、紛失又は災害等による滅失の場合、契約責任者の請求により配車日の前日に乗車券の再発行に応じるとしている。

総合解説：同標準運送約款第9条は、紛失又は災害等による滅失の場合、契約責任者の請求により配車日の前日に乗車券の再発行に応じるとしている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q146

2-5 運送・宿泊約款 > 貸切バス・宿泊約款 | 難易度：基礎

モデル宿泊約款で、宿泊契約が成立する時期として正しいものはどれか。

ア：宿泊客が自宅を出た時。
イ：ホテル・旅館が宿泊申込みを承諾した時。
ウ：宿泊客がチェックアウトした時。
エ：宿泊客が広告を閲覧した時。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「宿泊客が自宅を出た時。」としているが、モデル宿泊約款第3条第1項は、ホテル・旅館が宿泊申込みを承諾した時に宿泊契約が成立すると定める。

イ：モデル宿泊約款第3条第1項は、ホテル・旅館が宿泊申込みを承諾した時に宿泊契約が成立すると定める。

ウ：この肢は「宿泊客がチェックアウトした時。」としているが、モデル宿泊約款第3条第1項は、ホテル・旅館が宿泊申込みを承諾した時に宿泊契約が成立すると定める。

エ：この肢は「宿泊客が広告を閲覧した時。」としているが、モデル宿泊約款第3条第1項は、ホテル・旅館が宿泊申込みを承諾した時に宿泊契約が成立すると定める。

総合解説：モデル宿泊約款第3条第1項は、ホテル・旅館が宿泊申込みを承諾した時に宿泊契約が成立すると定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q147

2-5 運送・宿泊約款 > 貸切バス・宿泊約款 | 難易度：標準

5泊の宿泊契約が成立した。モデル宿泊約款上、ホテル・旅館が定める申込金の上限に関する基本的な考え方として正しいものはどれか。

ア：5泊分の10倍を限度とする。

イ：申込金は一切求めることができない。

ウ：宿泊期間が3日を超えるため、3日間の基本宿泊料を限度とする。

エ：1年分の基本宿泊料を限度とする。

答え・解説

正答：ウ

ア：この肢は「5泊分の10倍を限度とする。」としているが、モデル宿泊約款第3条第2項は、宿泊期間が3日を超えるときは3日間の基本宿泊料を限度として申込金を定める。

イ：この肢は「申込金は一切求めることができない。」としているが、モデル宿泊約款第3条第2項は、宿泊期間が3日を超えるときは3日間の基本宿泊料を限度として申込金を定める。

ウ：モデル宿泊約款第3条第2項は、宿泊期間が3日を超えるときは3日間の基本宿泊料を限度として申込金を定める。

エ：この肢は「1年分の基本宿泊料を限度とする。」としているが、モデル宿泊約款第3条第2項は、宿泊期間が3日を超えるときは3日間の基本宿泊料を限度として申込金を定める。

総合解説：モデル宿泊約款第3条第2項は、宿泊期間が3日を超えるときは3日間の基本宿泊料を限度として申込金を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q148

2-5 運送・宿泊約款 > 貸切バス・宿泊約款 | 難易度：標準

モデル宿泊約款で、宿泊契約の締結に応じないことがある場合として正しいものはどれか。

ア：宿泊客が有効な支払方法を持っているだけの場合。

イ：宿泊客がフロントに質問しただけの場合。

ウ：宿泊客が予定時刻より早く到着しただけの場合。

エ：客室に余裕がない場合や、法令所定の感染症に該当する場合。

答え・解説

正答：エ

ア：この肢は「宿泊客が有効な支払方法を持っているだけの場合。」としているが、モデル宿泊約款第5条は、満室、法令・公序良俗に反するおそれ、反社会的勢力、法令所定の感染症等を契約締結拒否事由としている。

イ：この肢は「宿泊客がフロントに質問しただけの場合。」としているが、モデル宿泊約款第5条は、満室、法令・公序良俗に反するおそれ、反社会的勢力、法令所定の感染症等を契約締結拒否事由としている。

ウ：この肢は「宿泊客が予定時刻より早く到着しただけの場合。」としているが、モデル宿泊約款第5条は、満室、法令・公序良俗に反するおそれ、反社会的勢力、法令所定の感染症等を契約締結拒否事由としている。

エ：モデル宿泊約款第5条は、満室、法令・公序良俗に反するおそれ、反社会的勢力、法令所定の感染症等を契約締結拒否事由としている。

総合解説：モデル宿泊約款第5条は、満室、法令・公序良俗に反するおそれ、反社会的勢力、法令所定の感染症等を契約締結拒否事由としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q149

2-5 運送・宿泊約款 > 貸切バス・宿泊約款 | 難易度：標準

モデル宿泊約款で、日本国内に住所を有しない外国人宿泊客が宿泊日当日に登録する事項として明示されているものはどれか。

ア：国籍及び旅券番号。
イ：勤務先の年間売上高。
ウ：家族全員の銀行口座番号。
エ：旅行会社の従業員数。

答え・解説

正答：ア

ア：モデル宿泊約款第8条は、氏名・住所・連絡先等に加え、日本国内に住所を有しない外国人について国籍と旅券番号を登録事項としている。

イ：この肢は「勤務先の年間売上高。」としているが、モデル宿泊約款第8条は、氏名・住所・連絡先等に加え、日本国内に住所を有しない外国人について国籍と旅券番号を登録事項としている。

ウ：この肢は「家族全員の銀行口座番号。」としているが、モデル宿泊約款第8条は、氏名・住所・連絡先等に加え、日本国内に住所を有しない外国人について国籍と旅券番号を登録事項としている。

エ：この肢は「旅行会社の従業員数。」としているが、モデル宿泊約款第8条は、氏名・住所・連絡先等に加え、日本国内に住所を有しない外国人について国籍と旅券番号を登録事項としている。

総合解説：モデル宿泊約款第8条は、氏名・住所・連絡先等に加え、日本国内に住所を有しない外国人について国籍と旅券番号を登録事項としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q150

2-5 運送・宿泊約款 > 貸切バス・宿泊約款 | 難易度：応用

ホテルが宿泊客に契約した客室を提供できなくなった。モデル宿泊約款上、最も適切な対応はどれか。

ア：宿泊客への説明なく契約を消滅させ、料金も返さない。
イ：宿泊客の了解を得て、できる限り同一条件の他の宿泊施設をあっ旋し、それもできない場合は原則として違約金相当額の補償料を支払う。
ウ：必ず宿泊客自身に代替宿を探させ、ホテルは一切関与しない。
エ：代替施設がなくても、ホテルの責任の有無にかかわらず必ず宿泊料金の10倍を支払う。

答え・解説

正答：イ

ア：この肢は「宿泊客への説明なく契約を消滅させ、料金も返さない。」としているが、モデル宿泊約款第14条は、客室提供不能時に宿泊客の了解を得て同一条件の他施設をあっ旋し、あっ旋不能なら原則として違約金相当額の補償料を支払う。ただしホテルの責めに帰すべき事由がない場合は補償料を支払わない。

イ：モデル宿泊約款第14条は、客室提供不能時に宿泊客の了解を得て同一条件の他施設をあっ旋し、あっ旋不能なら原則として違約金相当額の補償料を支払う。ただしホテルの責めに帰すべき事由がない場合は補償料を支払わない。

ウ：この肢は「必ず宿泊客自身に代替宿を探させ、ホテルは一切関与しない。」としているが、モデル宿泊約款第14条は、客室提供不能時に宿泊客の了解を得て同一条件の他施設をあっ旋し、あっ旋不能なら原則として違約金相当額の補償料を支払う。ただしホテルの責めに帰すべき事由がない場合は補償料を支払わない。

エ：この肢は「代替施設がなくても、ホテルの責任の有無にかかわらず必ず宿泊料金の10倍を支払う。」としているが、モデル宿泊約款第14条は、客室提供不能時に宿泊客の了解を得て同一条件の他施設をあっ旋し、あっ旋不能なら原則として違約金相当額の補償料を支払う。ただしホテルの責めに帰すべき事由がない場合は補償料を支払わない。

総合解説：モデル宿泊約款第14条は、客室提供不能時に宿泊客の了解を得て同一条件の他施設をあっ旋し、あっ旋不能なら原則として違約金相当額の補償料を支払う。ただしホテルの責めに帰すべき事由がない場合は補償料を支払わない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01